

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和2年11月16日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第4号の審査-----	2
質疑（増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員）	
認定第8号の審査-----	20
質疑（増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員）	
認定第7号の審査-----	24
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員、福住礼子委員）	
採決-----	47
閉会の宣告-----	47

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和2年11月16日(月) 午前10時 開会
午後 2時26分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 福住礼子 委員 水谷 毅
委員 増永和起 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
生活環境部長 松方和彦 保健福祉部長 野村眞二
同部理事 平井貴志 高齢介護課長 真鍋 伸也
国保年金課長 森崎孝弘

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 溝口哲也 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 令和元年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 令和元年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出
決算認定の件
認定第4号 令和元年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 令和元年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 令和元年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

それでは、先日に引き続き認定第4号の審査を行います。

質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国保特別会計に係る質問をさせていただきます。

まず最初に、2019年度の決算、収支は黒字だと思えるんですけども、単年度の収支がどうなっているのか教えてください。

それから2番、年度末の基金が幾らになるのか、前年度末と比較してどうか、それから予算審査に係る委員会のときは基金から6,100万円を取り崩して保険料の引き下げに回すと言っておられましたけれども、それはどうなったんでしょうか。

3番目に2019年度も保険料の値上げがありました。一人当たり保険料で幾らになったか、決算での数字も教えてくださいと思いますけれども、それから2018年度との比較で幾ら値上げになったのか。

また、所得ゼロ円65歳以上単身世帯と、所得100万円40歳代一人と子ども二人の3人世帯、また所得200万円40歳代夫婦と子ども二人の4人世帯、この三つのケースでも2019年度、2018年度それぞれの保険料は幾らになったのか、また値上げ額も教えてください。

4点目です。2019年度大阪府から示された一人当たり保険料は幾らだったのか。それを引き下げるために、今回の2019年度予算ではどのような考え方でど

れだけの金額をどこから導入したのか、教えてください。

5点目です。事業納付金は大阪府で納める分なんですけれども、大阪府がこれだけという金額を言ってきます。決算でもほぼほぼ同じ額を出していると思うんですけども、果たしてこの事業納付金、先ほど言いました保険料にも直結するものだと思うんですけども、この金額が妥当だったと、2019年度決算で出した後で思われるのかどうか。大阪府の決算では、どういうふうになっているのか教えてください。

6番目です。国保の運営方針というのがございます。大阪府の統一保険料をやっていく上での運営方針ですけども、この運営方針の中で推計、医療費の伸びの推計ですね、こういったものが示されて、その推計に基づいて先ほど言った一人当たりの保険料はこれだけであろうとか、医療の普及はこれだけとかいうふうな数字が下りてくるのではないかと思うんですけども、この推計が今回、素案というのが新たに運営方針の見直しに当たって出てきました。その中で大きく金額が変わっています。

以前の今ある運営方針ですね、この医療費推計について、また新たに変わっていくというふうなことについて、どのように考えておられるのか、教えてください。

それから7番目です。今回、新型コロナウイルス感染症に係る減免がありまして、2019年度の2月、3月の分が遡って減免が通った方にはお返しをするというふうなことになっていると思います。この新型コロナウイルス感染症に係る減免の数字、また大阪府の基準の減免が何件あったのかという数字ですね。それと摂津市独自減免、それぞれ何件あったのか答えていた

だきたいと思います。

8番目、お金がなくて医療が受けられない、こういう方がないようにと国民皆保険制度の下支えである国民健康保険は、一部負担金の免除というものがございます。医療の窓口で一部負担を払わなくていいというそういう制度、無料で医療が受けられるという制度ですね。この件数がどれだけあったのか教えてください。

9番目です。滞納について、高い保険料ですのでなかなか払えないという方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々に対しての差し押えや換価、こういうことが行われているのか、2018年度、2019年度について教えてください。

10番目です。来年度の事業費納付金、標準保険料率が示されてくると思うんですけども、この時期はいつ頃、スケジュールはどんなふうになっているのかについて教えてください。

以上10点です。お願いします。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは増永委員の10点に係るご質問に順次お答えしていきます。

まず一つ目が、2019年度の収支のお話でございました。これにつきましては、差引額では1,773万2,496円ということでございましたが、単年度収支でいきますとマイナスの1,237万117円となっております。

続きまして、基金残高のお話でございます。平成31年度、最終的な基金残高は3億8,555万7,410円でございます。委員のご指摘のとおり、年度当初にしましては6,100万円を基金として繰り入れの予定ではございましたが、府支出金等の当初見込みを大幅に上回ったことに踏

まえて、これらの部分に関しては繰り入れなしの収支の均衡が図られたところでございます。

続きまして三つ目、2019年度の保険料に関するお話でございます。まず決算ベースで申し上げます。令和元年度にしましては、一人当たり10万3,637円で、前年度ベースとの比較で申しますと5,949円の一人当たりの増となっております。

幾つかモデルケースをお示しいただきました。一つ目、単身の世帯で、こちらで持っている数字でちょっと言わせてもらいますと、年金が月額12万円程度で換算しますと、平成31年度は年額で2万2,187円、平成30年度が2万1,115円で1,072円の増となっております。

二つ目のモデルケース、3人世帯で40歳一人で子二人、所得100万円という形で申し上げますと、平成31年度、令和元年度が16万9,828円、平成30年度からは1万839円の増となっております。

三つ目のモデルケースが、4人世帯、40代がお二人、お子様がお二人、所得がこちらで持っている数字で200万円程度としましたところ、平成31年度が39万3,761円で、前年度より2万5,950円の増となっているところでございます。

続きまして質問番号4番、2019年度の一人当たりの保険料に対する、繰り入れに関するご質問でございます。まず全体の総額としましては、保険料抑制に対して1億4,557万5,000円を投入しております。一人当たりに換算しますと、7,830円の抑制額となっております。

続きまして質問番号5番、事業納付金に

関するご質問でございます。事業納付金に関しましては、府のほうで国の事業費納付金ガイドラインに基づき、算定・推計されたもので、精緻なものであるというふうに府内市町村は認識しております。

その上で、府の決算のお話ございました。現状のところ、府の決算審査のほうはまだ出ていないというふうに聞き及んでおります。前年度と違いまして聞いているところとしましては、平成30年度は、府のほうは国保の特別委員会を設けての決算審査でございましたが、今年度は常任委員会での決算審査をしているところで、現在まだ認定のほうは下りていないと聞いております。

続きまして、質問番号6番、運営方針の中における医療費推計のお話でございます。こちらにつきましては、都道府県の運営方針策定要領の医療費推計の計算方法に基づき、推計が出されております。まだ詳しい説明は素案状態で聞いてはおりませんが、時点修正という形での推計がなされ、前回の運営方針より今回の次期運営方針素案のほうでは、医療費推計が委員のご指摘のとおり下がっているというのが現状でございます。

続きまして質問番号7番、減免に関するご質問でございます。令和元年度、2019年度の減免で、まず共通減免でございます。共通減免が253件、市独自の減免が41件、それで今回新型コロナウイルス感染症に係る減免の遡及適用で令和元年度に関するものが217件となっております。平成30年度は、共通減免が232件、独自減免が60件でございました。

続きまして質問番号8番、一部負担金減免に関するご質問でございます。2019年度、平成31年度は、共通減免で4人、

独自減免で13人の計17人に対する減免のほうを適用いたしました。平成30年度は、共通減免が9人、独自減免が17人の計26人でございました。

続きまして質問番号9番、滞納処分に関するご質問でございます。差し押えあるいは換価等の実績についてでございます。令和元年度、2019年度に関しましては、差し押えが13件、換価が35件というふうになっております。また平成30年度は、差し押えが21件、換価が50件ということになっております。

質問番号10番、次年度、2020年度の保険料の算定スケジュールに関してでございます。こちらにつきましては詳細は示されておりませんが、例年どおりでございますと、11月中旬に仮算定が示され、12月の末に本算定の確定係数が示された後に、年明け1月の上旬に本算定結果が示される予定で、ここから本市としてどのような保険料にしていくかの検討がなされる予定でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 質問番号1番、収支の問題ですけれども、単年度は赤字の収支だというお話でしたけれども、基金に積み上げをされておられるので、それを加味すれば黒字のようなものかなというふうに思います。基金に積み上げたほうが金額が大きいということが分かりました。

国保会計は、黒字を続けて基金がさらにふえるというふうな状態は、これは一体どういう要因だと思われるか、2回目お伺いをします。

それから質問番号2番ですね、同じく基金についてですけれども、こうやって基金がふえていくという状況になっていった

として、この国保の基金は一体どういうことに使えるのかということです。

また、今の段階と、大阪府は2024年度統一化というふうに言っていますけれども、大阪府はその統一化の後、この基金、各市が持っている基金はどのように使えるというふうに言っているのか、このことについても教えていただきたいと思いません。

質問番号3、保険料の問題ですね。各世帯のケースごとに言っていてありがとうございます。ただ、今お話を聞いていると、もう全ての世帯で値上げがあったということが分かるわけです。高齢者も子育て世帯もみんな値上げになっていったんだということがよく分かりました。

この問題、本当に、私もご近所の子どもを育てていらっしゃる方も国保に加入してはって、本当に高く払えなくて、もう大変だと。なかなか払えないので順繰り順繰りに払って行って、子どもの児童手当とかが入ってきたときに、たまっている分をその児童手当で払っているとか、そういうお話も聞いている。本当に高いんですよ。

所得200万円でこの年は39万3,761円とおっしゃいました。もう40万円に近い額だったんですね。今年度はもう40万円超えましたけれどもね、所得の5分の1が国保料で消えていくという、こういう事態が本当に、子育て世帯の生計、高齢者の方もそうです、本当に苦しめているということについて、ぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。

それで質問番号4番なんですけれども、摂津市は考えているんですとおっしゃると思うんですよ。大阪府から示された、先ほど教えていただきましたけれども、これ

だけですよという激変緩和の後ですけれども、この資料、前の説明でも伺いました。

大阪府の示している金額が一番上にあるわけですね。それよりも摂津市は、基金やいろいろ投入して引き下げた金額に設定しましたよというお話でしたね。

しかもこのときは、とても値上げ幅が大きいですということで、自然増の上に、本来だったら大阪府が示している金額に、6年間で追いつかないといけないわけですから、差額分というのをプラスして値上げをするのが望ましい。

このときはあまりに値上げになるので、差額分はちょっともう上げずに、自然増だけにいたしました。その分、摂津市が基金を入れて一般会計からの、法定外の保険料引き下げ分も入れて、頑張ります、そういうお話だったと思うんですよ。

ところが、蓋を開けてみたらどういうことになっているかということ、先ほどのお話でもありましたように、基金の繰り入れは要りませんでしたということになっているわけですね。さらに基金に積み上げをしました。こういうことになっているわけですよ。

いや、引き下げてくれるために努力してくれはったのと違うの、という話ですわ。もっと引き下げられたんじゃないですか。どうしてそんなことになったのか、もっと引き下げられたんじゃないのか、そのことについてお尋ねをいたします。

続きまして、事業納付金、適切な金額かということです。事業納付金そのものが本当にそういうふうにちゃんと計算されてよかったのかというのは、これは決算を開けてみて初めて分かることだと思うんです。

今、摂津市でも予算の段階では、そうや

って摂津市頑張りますと言っていた、ところが蓋を開けてみると、え、摂津市の頑張ったところ全部なくなってるやん、という話になってるわけですよ。あくまで納付金の計算というのは推計で行っているわけですよ。結果を出してみても、初めてどうだったというのが分かるわけなのに、大阪府はいまだに決算を出していない。去年はたしか、まだもっと早い時期にやったと思うんですけども、それより前に大阪府の決算が出てきましたよね。ご報告いただいたと思うんです。

そういう大阪府の進め方というのについて、ぜひどういうふうに思っておられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、2018年度、摂津市の基金の繰り入れをしなくて済んだのは、府からの繰入金思ったよりもいっぱい入ってきたからというお話をされていたと思うんですよ。

それで2018年度も同じことを言いはったんです。このときは、府から予想よりも2,000万円多く入ったから、法定外の繰り入れ、保険料引き下げのために入れてたんですけども、これを減らしました、こういうお話を伺いました。

今年もまた、もっと大きい金額ですよ。6,100万円の基金を入れようと思っててんけど入れなくて済んだんですよ、という話ですよ。毎年こんなことが起きていくんだったら、保険料の算定ってどういう計算をされているのか。先ほど、滞納の方に差し押さえだとか換価だとかという話もありましたけれども、これだけあって先に決められて、払えなかったら滞納になるんですよ。それが長引いたりいろいろすると、今度は差し押さえをされるわけですね。お金に替える換価もされる。もっと市民の

保険料というものを、しっかりと本当に払えるぐらいの金額に、考えないといけないんじゃないですか。

保険料をこれだけ徴収しました、摂津市の基金をふやしました。そんなことでは市民は納得できないんじゃないでしょうか。そのことについても、お答えをいただきたいと思います。

摂津市だけが計算が違ったのか、それともほかのところも皆そんな感じなのか、みんな保険料は高めに設定するけど、蓋開けたらようさん入ってきました。これ大阪府下全体そんな感じなのか、そこも分かれば教えてください。

それから、国保の運営方針です。医療費の推計、大体この医療費の推計で。保険料とか医療府納付金とか、大阪府が出していかれると思うんですが、2019年の2月ぐらいでしたかね、大阪府が初めて、2024年度の統一化のときにどれぐらいの保険料になるのかというのを試算しました。

それがこの右肩上がりのグラフになっていて、1年ごとに1万円ずつ上がっていくような、推計を出しはったわけです。

ところが今度、先ほど言っていました、国保の運営方針の見直しの前に素案が出されて、これでどうかというのを出してはるんですけども、その中の医療費推計というのはこれとは全く違うもの、まだ1年もたっていないのに、全く違う数字が出てきているわけですよ。

医療費推計が2024年度で、前の推計のほうは1兆円になるんですかね、77億円ということで書かれているのが、2024年度新推計では7,815億円になっています。こんなに違うんですね。

しかも2016年度の推計でいくと、2

018年度は、8,796億円の推計を出しているのですが、この新しいほうの推計でいくと、反対に下がっていくんですね。医療費が、上がるんじゃないかと、伸びるんじゃないかと、下がるというふうな推計を大阪府が出しておられる。

それで一人当たりも上がるんですけども、その上がり幅も非常に前と比べると違って小さいというふうに、そういう推計を国保の運営方針素案のほうで出されておられる。この違いは、僅か1年もたたないうちに、一体何なんだろうかと思います。

市町村にこれだけが事業納付金ですよって言って配分をし、そのことについても、信頼ができるのか、皆さん本当にそれだけかかるんやと思って、市町村でお金を繰り入れたり、または市民の方に負担をふやしたり、いろいろしながらそれを払おうとしてくるわけですが、蓋を開けてみると黒字になっていくし、どうもおかしいという気が私はしてならないんですけれども。

先ほど正しい推計だと思いますというふうに言われておりました。しかし、今回推計も変わってきているというところで、そのことについてぜひもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

それで見直しをされると思います、大阪府の運営方針のスケジュールについても教えてください。

質問番号7番です。次、新型コロナウイルス感染症に係る減免、これは遡及分で217件、2月、3月の分で、府基準が253件、市独自の分は41件ということです。新型コロナウイルス感染症に係る減免制度、これは本当に全額免除になるような場合もあるということで、ぜひこれはしっかりと知らせていただきたいと思いますし、こ

れからもきちんと、対応していただきたいというふうに思います。

今後も、新型コロナウイルス感染症の第3波と言われておりますので、引き続き国のほうではちゃんとこの制度をやってほしいということ、市町村からも声を上げてほしいと思います。

それで府基準は2018年度と比べてちょっとふえています、市の分が下がっているんです。それで今年度はもっと下がっていると思います。新型コロナウイルス感染症があったからというものもあるでしょうが、市の独自減免というのは、前年度から何ぼ下がったかじゃなくて、生活扶助基準をもって、本当に低所得者の人が、僅かしか下がってなくても低所得者の人が使える、そういう制度なんです。

低所得者の人は僅かしか下がらなくても、それが本当にご飯を食い詰めたあかんぐらい大変になってくるわけですから、ぜひ市の独自基準、しっかりと守って、それでお勧めもしてください。こういう制度がありますよと、周知もぜひしていただきたいというふうに思います。

今回の決算では、この市の独自減免が下がっているのではないかと、思うんです。法定外の繰り入れの中で、それぞれ内訳があると思います。保険料条例減免、一部負担金の減免とかいろいろあると思いますので、2018年度はどういうふうになっていたのか、今度の決算で2019年度は法定外繰入の内訳はどうなっているのか、それについても教えてください。

一部負担金の減免は大切な制度です。摂津市は2019年度は17人が活用されたということです。これもしっかりとお知らせをしていただきたいと思います。法定外の繰り入れの中にこの分の財源も入っ

ていると思いますので、二つ合わせて、内訳を教えてください。よろしくをお願いします。

9番です。滞納換価のお話です。先ほども言いましたように、本当に保険料が払えない、しんどい、こういう方々がやはりいて、どうしても滞納になっていくということがあるわけです。

それでこれから先、もし統一化になれば、保険料を摂津市が自分で決めることはできないんですよ。大阪府が決めた基準でやりなさいと。本当はできるんですよ。国保法では本当はできるんですけどもね。

市町村にそういう権限はあるんですけども、大阪府は全部統一だと縛りをかけているので、それに逆らわなければそのままということになってしまいます。保険料を決められない。減免も府下で統一になるんですよ。減免も自分たちでこういう、市民が困っているからこういう減免制度をつくらうとか、こういうふうにやっついこうとかができなくなります。

払えないような高い保険料では、滞納はふえる一方で、摂津市としてやることは、残された収納率、改善するためには差し押さえや換価、こういうことをどんどんやっついかなあかんというふうになってきます。

今、摂津市はすごく抑制的にこの分を使ってくださっていると思うんですけども、本当に今の抑制的な形を守っていただきたい。ともかくお金を集めることだけに目の色を変えろというようなやり方は、ぜひやめてほしい。国保は社会保障です。市民の命と健康を守るのが国保です。そこをしっかりと守ってもらいたいと思います。これは要望にしておきます。

10番ですね、来年度の事業費の納付金、

標準保険料率を示されるというスケジュールを教えてくださいましたけれども、今言ったいろんな問題があります。それで2019年度の府の決算が、この前には出るはずだと思いますので、この仮算定のとかが一番大事ですよ。ここでしっかりと物を言ってほしい。ここでそのままずるずるといってしまうと、はいこれだけですよ、というふうになってしまうわけです。

本当にこれでいいのか、正しいのか、推計まで変えたじゃないかというような話を、しっかりしていただきたいと思います。10番はそういう仮算定でしっかり言っていただけるかということを確認したいので、お願いします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員の2回目のご質問にお答えします。

質問番号1、基金の積み上がる要因という形のご質問かと思えます。基金に関しては、委員のご指摘のとおり、平成31年度に関しては6,100万円の当初予算を組んでおりました。

まずもって、香川委員のご質問等にもお答えしましたが、これらが入れられなかったからといって保険料が抑制されなかったわけではございません、その点は再度ご答弁申し上げておきます。

その上で基金が積み上がる要因としましては、やはり繰り返しになりますが、府支出金等が当初見込みよりもふえたことによって、結果的に基金あるいは一般の法定外からの繰り入れが必要なくなったことによる積み上げという形になります。

質問番号2番、基金の統一化以降の用途等に関するご質問でございます。統一化までは保険料の抑制財源を基本としつつ活

用しますが、以降に関しては、激変緩和期間が終わりますと、保険料の抑制財源としては使えないということもございます。そうなると考えられるのは、保険料の収納不足に対する補てんあるいは保険事業の拡充といった形になってくるかと思えます。

質問番号4番、基金を使ってなぜもっと保険料が引き下げられないかというご質問であったかと思えます。委員の資料等でお示しのとおり、本市においても段階的に統一化を目指して、保険料を上げていっている状況でございます。

その中で、ゴールが見えにくい点もございますが、医療費の自然増及びこれまでの抑制分は解消していくべきものとなっておりますので、それらを考えますと、基金を逆に入れてしまうと最終的なゴール地点手前での階段が非常に大きくなってしまいますので、段階的な抑制に努めているところでございます。

質問番号5番、府の決算に関するご質問から、府の進め方、考え方で、どう考えているかという点でございます。まず府の決算に関しましては、本市のみならず、府内市町村が大変注視しているところでございます。

理由としましては、府の決算次第では翌年度あるいは翌々年度の国保事業、あるいは保険料設定に影響がなされるからでございます。この点に関しては、府に対して速やかに、迅速に決算をお示しいただきたいと考えているところでございます。

もう1点に関しまして申し上げますと、保険料の抑制財源に関して、本市も府も抑制財源を投入しているわけではございますが、委員のご指摘のとおり、値上げが続いているというところに関しましては、やはり国からの公費拡充で頂いているお金

に関して、保険料本体の抑制に可能な限り入れてほしいというのが、府内市町村の希望でもございます。そういったところは、今後も要望として上げてまいりたいと考えております。

質問番号6番、医療費推計に関するご質問の2回目でございます。委員が示されましたものは、恐らく今年度の当初あたりに示された傾向分析の資料かと思えます。A、B、Cの3パターンで示されている資料でございますが、こちらに関しましては、推計のAが事業費納付金の算定ガイドラインに基づく推計で、BとCに関しては府の付加条件をつけて示されたものかと思えます。

その一方で、運営方針の素案あるいは現行運営方針に示されている医療費推計は、都道府県の運営方針の策定要領に基づいた推計となっており、委員のご指摘のとおり別物という認識が正しいのかなと考えております。

いずれにしましても、来年度の医療費推計に関しましては、このコロナ禍のこともございますので、難しいものではなかろうかと考えております。

質問番号6番、運営方針のスケジュールに関するご質問でございますが、運営方針に関しましては、直近から申し上げますと8月に広域化調整会議が2回開催されました。その後、9月に府内市町村に素案として示され、法定の意見聴取がなされたところでございます。10月には大阪府民の方へ、パブリックコメントの募集という形で、パブリックコメントが開催されております。

その集約された意見等にもよるかと思えますが、その後必要に応じて一部修正等があるかと思えますが、あつた上で、1

基金を持っておくだけでほとんど何も使えない。細かいことは使えるかもしれませんが、保険料引き下げには少なくとも使えないわけです。

何か摂津市が、皆さんから保険料をもらうことがなかなか困難なような事態が起きてきて、そういうときにやっとその基金の出番が出てくるというわけですね。そういうことになってほしくないですけど。

本当は国は、そういうときには大阪府が基金を持っていますので、大変な事態が起きたときにはこの基金を使ってくださいと国は言っているわけですね。もちろん、大阪府はその返し方とかいろいろ注文つけてるからね、摂津市はそこを使いたくないと思っはるんだらうと思えますけれども、そういう何か一大事が起きない限りは、この基金は役に立たないでずっと摂津市の中に眠っているという基金になるわけです。

そういう基金をどんどんふやすのではなくて、もっともっと引き下げのために使うべきなのではないでしょうか。今、最後の階段が大きくなるとおっしゃいましたが、最後の階段がどこなのかというのは見えないわけですよ。

今回、医療費推計も変わりました。そういう中で、これが見えないところを目指してどんどん値上げをしていくよりも、最後にぐんと上がるんだったらそこはまた考えたらいいじゃないですか。

じわじわ上がっていくのも、一気にどんと上がるのも、しんどいのは同じですよ。というよりも、何年もかけて、本当は今上げなくてもいいお金を取られている、このほうがすごくしんどいと思います。

今、別に上げなくてもいいんですよ。以前のように、ずっと値上げをせずに続けて

いても、それは大阪府は何も言いませんよ。今年も新型コロナウイルス感染症もありましたので、保険料を上げなかった市町村もあります。下げたところもあります。そういうことをしてもいいんです。大阪府もそれについては文句言わないって言っています。

2024年度以降のことは言いますが、今は市町村がやってくれて構わないと大阪府は言っています。苦しい思いをしているのに、今からどんどん上げていって、今取らなくてもいいお金を取るほうが、私は市民にとっては損をさせているなというふうに思います。それで摂津市の基金がふえていくわけですからね。それについてどう思っているのか、お答えいただきたいと思っています。

それから、4番目ですね。大阪府が示した保険料についてですけども、この後からお金が入ってくるという問題なんですけれども、後からお金が入ってくるというのは、聞いたところによれば、基盤安定化繰入金が増えたと。これは法定軽減の方、7割軽減の方とかが多かった、予想以上に多かったということなのかなと思うんですけども、そうだとしたら摂津市が思ったよりも、市民の国保加入者の所得が下がっているということですよ。

そういう方々含めて、保険料の値上げをしたということになるんじゃないでしょうか。その7割軽減の人がふえたことが、基盤安定化繰入金が増えたということになるのか、それについてどう思うのかということについても教えていただきたいと思っています。

続きまして5番目です。事業納付金は適切な金額かということをお聞きをしてい

ます。先ほど、推計の分とそれから大阪府が示したこの表ですね、これは別物というふうに考えたらいとおっしゃったんですけれども、その意味が私は納得できないんです。

保険料を算定をしていくために、医療費の伸びというのを考えるわけですね。これは、保険料が一体幾らになるかというのを予測するシミュレーション、これは別々の違う数字を持ってきてやるというんだったら、何かそのシステムのやり方は違うかもしれませんよ。でも本来は一つのものであるべきなんじゃないでしょうか。

もう一回そのところを教えてください。別物というその意味が私には分かりません。

本質的なところは、医療費の推計から図りだすものじゃないんでしょうか。ほかにもいろいろな要素はここに書いてあります。でもやはり、一番大きく影響するのは、医療費の伸びだと思うんです。教えてください。

6番、運営方針ですね。スケジュールも教えてくださいました。やはりもうここに対して、市としても言っていたいたとは思いますが、今ほかの市町村からも、激変緩和の期間、2024年度で、統一化しますよって言っているんですよ。でもそれをもっと延ばしてほしいという意見を出している市町村もあるんです、このコロナ禍の中で。

急いで、その統一化と言わなくても、今のこの状態の中でもっと時間かけたらいいじゃないかと、そうしたら摂津市が決められる時間がもっと延びるわけです。

こんなに今、推計も変わってきたりとか、思っていたのと違うお金がどんと入ってきたりとか、いろんなことが起こっている、

この状態の中で統一化にすぐすぐ持っていくのではなくて、激変緩和の期間をもっと延ばしてほしいというふうなことを、大阪府に対して言われる考えはないのか、教えてください。

6番、運営方針が終わりましたね。それから7番と8番、教えてくださいました。2018年と比べると、金額が下がっているんですね。もちろん減免も一部負担金制度は本当に大事な制度なので、しっかりと活用するようにしていただきたいと思いますので、周知のほうもぜひよろしくお願いいたします。7番、8番は要望としておきます。

10番です。事業費納付金の話のスケジュールを教えてくださいました。それで仮算定のときにしっかり物を言ってほしいと、仮があるというようなお話もされていましたが、本当にここではしっかり物を言っていただきたい。大阪府から下りてくる数字を、そのまま信用して、そのまま計算せなあかんというようなことではなくて、保険者としては都道府県も市町村も対等なはずですね。

市民の状況を一番よく分かっているのは市町村ですから、そこはしっかりとっていただきたいと思います。10番は要望にします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えします。

質問番号1番と2番は合わせてということでしたので、ご答弁申し上げます。基金を使っただけの引き下げがもっとできたのではないかと、あるいはこのままでは、黒字がふえることによって基金が積み重なっていくのではないかとというご質問でございま

す。

本市としましては、基本的には本当に大阪府の運営方針に基づき、令和6年度の統一化を目指した上で、段階的な保険料の適正な設定、あるいは一般会計の法定外の繰り入れの解消に努めているところでございます。

委員が、急に上がるのと段階的に上がるのとは市民としては変わりはないということではございますが、保険料の値上がりの一方で、本市としましては、一人当たりの医療費も大変上がっております。北摂でも高い数字でございまして、こちらのほうは広域化の恩恵を一定受けているところでもございます。

ただ、何よりも被保険者の負担が過度な負担にならないよう、引き続き適正な保険料の設定に努めてまいりたいと考えております。

続きまして質問番号4番、軽減のところの部分のお話でございます。委員のご指摘のとおり、やはり7割軽減の方の人数で比較すると、被保険者数は減ってはいますが、割合としてふえているのは事実でございます。

続きまして質問番号5番、医療費推計の話を再度ということでございました。繰り返す部分もございましてご了承ください。

まず委員のご指摘のA、B、Cの示されているものは、あくまでも仮の時点における仮の傾向分析としての資料として扱ってほしいというのが、府の見解でございます。

その一方で、素案に示されております医療費推計に関しましては、都道府県の運営方針策定要領に定められた、推計方法に基づく推計ということで、ガイドラインと推計方法が違うということにはなっており

ます。

ただ委員のご指摘のとおり、これらが整合性を持たれるというのは当然のことで、今後示される案、最終的に確定した運営方針の医療費推計に基づいて、より適切な仮算定あるいは本算定が行われることは、市としても切に願っているところでございます。

続きまして質問番号6番に関しまして、激変緩和措置期間、6年間に関するご質問でございます。これに関しましては、一部の市町村で6年ではなく延長してはどうかといった意見もあるというふうなお問い合わせでございました。

本市に関しましては、この素案を見る限り、次期運営方針においてもこの6年間という基本理念は継承されております。この府の運営方針がそうであることに関しまして、本市としてもそれを真摯に受け止め、令和6年度の統一化を目指して、段階的に進んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 お答えいただきました。1番と2番まとめてということですが、2年も連続で決めた金額よりも、もっと引き下げられるのではないかというような状態が起きているわけです。

本当にこれだけ摂津市が、市民の保険料引き下げのために投入しようと思った金額を入れていたら、結果的な話ですけども、もっと引き下げられたという状況だったと思うんですね。

後から入ってくるお金というの、ある程度の見通しは立つんじゃないでしょうかね。よほど何か特別なことがあって、今年はどうだったんだと言うんだったら分かりますけれども、2年も連続で後から入

ってくるお金が多かったからというのは、ちょっと3年目はこういう言い訳は止めていただきたいなと思うんです。

しっかり引き下げてほしい。来年度は上げないでください。保険料の値上がりは止めてほしい。新型コロナウイルス感染症ですから、本当に皆さんしんどくなっています。保険料を引き下げる、これぐらいの気持ちでぜひやっていただきたいと思いますので、要望としておきます。

それから5番ですね。7割軽減の人がふえたということをおっしゃっていただいて、やはりそうだったんだなということですね。これは本当に、皆さんの所得が下がっているということです。

それで7割軽減の方で、年金が少ないとかそういう方々、所得がゼロという方々がいらっしやいますけれども、今回シルバー人材センターなんかでその少ない年金をカバーして働いておられるところが、その新型コロナウイルス感染症の影響でシルバー人材センターの仕事がなくなった。

でもこのシルバー人材センターの仕事というのは雑収入だから、今回の国保の新型コロナウイルス感染症に係る減免は使えませんというようなお話だったんですね。本当にしんどくなっているんですよ、皆さん。ぜひそこも考えて、しっかりと保険料を引き上げないようにしてもらいたいと思います。重ねて言いますけれども、これも要望としておきます。

それから、最終的には整合性が図られないといけないう推計と、それからこの傾向と言ってはりましたね、この一体幾らぐらいになるのかという金額とね、そういうふうに言っていたので、ぜひこの傾向のほうで、これは傾向分析だから、そんなに定かな数字じゃないんだとおっしゃるん

でしたら、新たな医療費の推計が、新しいものが出てきているわけですから、それに基づいた傾向分析、これ大阪府にぜひ求めて、出させてください。これは要望としておきます。

6番は、激変緩和を延ばしてほしいということと言ったんですけれども、それは言いませんというようなお話でした。しかしまだ、2024年度までには先がありますから、今の状態、もう何もかも見えないような状況になっていると思うんですよ。

今までだったら摂津市が自分のところで医療費を考えて、いろいろ保険料も考えて、繰り入れどうしようとかいろいろなことを考えながらやっていただいた、市民の皆さんの状況を見ながら、6年間ぐらいずっと保険料値上げしなかったときもあった。そういうときもあったんですよ。でももうできなくなっていくんですよ。

本当にそういうことについては、しっかりと考えて、大阪府はもうやっていますから、私たちは従うだけですというふうなことになるように、ぜひお願いしたいと思います。これも要望として、これで最後ですね。

ありがとうございました。私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、2点質問させていただきます。

まず1点目、マイナンバーカードと健康保険証の件です。決算書の22ページに、社会保障・税番号制度システム整備補助金というのがございますけれども、これは当初予算時には計上のなかった科目であるのではないかと思います、どのような内

容なのか、お伺いをいたします。

続いて2点目で、RPAの件です。決算概要の212ページに、人件費事業がありますけれども、事務の効率化の観点でRPAを導入していたと思います。現在までのような効果があったのか、お尋ねをいたします。

1回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは水谷委員の1回目のご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1、決算書で申しますと22ページ、23ページの社会保障・税番号制度システム整備補助金に関するご質問でございます。

こちらに関しましては委員のご指摘のとおり、当初予算にはなかった科目でございます。内容としましては、この補助金は情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携に必要である、データ標準レイアウトの改版が行われることに係るシステム整備、あるいはマイナンバーカードを用いて当該加入者に係る被保険者資格の有無を確認する仕組み、いわゆる今、新聞等でありますオンライン資格確認に関するものを導入するに当たってのシステム整備に係る補助金が対象となっております。

今回は最初に申しあげましたデータ標準レイアウトの改版に係る改修経費について国庫補助が行われたことによるもので、その改修費用につきましては59万4,000円、ただ補助額としてはその3分の2、39万6,000円の補助となっております。

続きまして、決算概要212ページの人件費事業に関するご質問でございます。

今回、その中でRPAの導入、施行に関

してのご質問でございましたが、令和元年度の実績としましては、国民健康保険の所得申告の一部自動入力処理等におきまして、おおむね年間で100時間程度は職員の作業時間の軽減、縮小が図られたという結果になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず1番目のマイナンバーカードを健康保険証にという件ですが、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金の内容については分かりました。

答弁の中でオンライン資格確認について触れてはいたしましたが、こちらについては本年度の当初予算でも国保システム改造委託料で費用を計上していたと思います。オンライン資格確認の準備状況と今後の展望について、お伺いをいたします。

質問番号2番です。RPAの導入によりまして年間100時間程度の職員の作業時間が縮小できたということでした。RPA導入における課題や今後の展望について、1年間運用してみて分かったことなどがあれば教えてください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは水谷委員の2回目のご質問にお答えします。

質問番号1番、オンライン資格確認の現在の準備状況と今後の展望についてのご質問にお答えします。

オンライン資格確認を実現するに当たりましては、現在世帯単位で付番されている保険証に関しまして、新たに個人での判断をするために保険証番号にさらに2桁の番号を付与する必要があります。委員のご指摘のとおり、今年度、令和2年度の

システム改修においてはこの対応を行う予定になっており、来年4月以降に発行する健康保険証に関しましては、この2桁の番号がついた健康保険証という形になる予定でございます。

現在は来年3月からオンライン資格確認が開始、運用開始という形となっておりますので、その運用に向けた連携テスト及び被保険者の加入状況の登録が行われているところでございます。

また今年度に関しましては、健康保険証の一斉更新の際にこのマイナンバーカードの利用に関する案内も同封した形での周知を行っているところでございます。

今後の展望としましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用するために事前の利用申し込みが必要となっております。被保険者自身でマイナポータル上で申し込みをできる場合もありますが、高齢者も多いことから市民課等と連携して窓口での丁寧な対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして質問番号2番、RPAの現在導入している部分の課題と今後の展望という形でございます。

現在、国保年金課においてはおおむね大きく6業務においてRPAを導入しているところでございます。RPAを導入するに至っては、まず最初にインプットデータをデータ化する必要がございますので、事前準備として紙媒体からデータ化する必要がございます。ただこれをする際にかえてこれをすることによって時間がかかる事務もございますので、結果的に人の手で行ったほうが早い、あるいは時間がかからないといったものもございます。今後いわゆるAI-OCR等が導入されて、紙媒体での申請等のデータ化が自動化できる

ようになればRPAの導入の幅はさらに広がると考えております。ただ、現状このRPAに関してのデータ化を一人の職員で作ることがなかなかできません。そういった部分での研修を情報政策課等々と連携しながら、職員のスキルアップを図っていきたいと考えてはおります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず1番目のオンライン資格確認の現状及び今後については、おおむね理解できました。

マイナンバーカードについては、国からのマイナンバーカード取得促進施策もありました。ふえてきていると思います。まあ一方では1階の窓口がですね、非常に混み合ったりとかしまして、新型コロナウイルス感染症対策等も懸念されていた点もあるんですけども、今後の感染もどのように動いていくか全く予想がつかない状況ですので、市民課とも相談していただいて事故のないようにですね、努めていただきたいと思います。

運用開始に向けては庁内の関係課やシステム業者との綿密な打ち合わせをこれからやっていかれると思うんですけども、やはり大切な情報を預かって作業していくわけですので、しっかり念には念を入れてですね、チェックをしていただいてシステム改修に臨んでいただきたいというふうに思います。

また市民の皆様に対してはですね、どのような利便性があるのかを含めてオンライン資格確認に対する情報提供であるとか、広報への周知も徹底していただくことをお願いいたしまして、要望とさせていただきます。

2番目のRPA導入の課題については

よく分かりました。多様化する行政ニーズもございませし、職員の業務はふえることはあってもなかなか減ることは少ないと思いますので、RPA等の仕組みについては積極的に導入をしていただきたいと思います。扱うに当たってですね、やはり幅広い知識も必要になってくると思います。そういう意味で現状で使っているワードとかエクセルのように、使いこなすのはすぐには難しいかも知れませんが、課内でしっかりと研修もしていただいて、そういった人材も育てながらRPAを使いこなしていけるように頑張ってくださいというふうに思います。

あと情報政策課ともしっかり連携をしてですね、この1年間で培ったいろんなノウハウを生かして、スキルアップをして業務の効率化を図っていただきたいと思います。ことを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 他にございませんか。福住委員。

○福住礼子委員 それでは質問をさせていただきます。

既に同様の質問もございませけれども、決算書20ページ、国民健康保険財政調整基金利子についてお聞きしたいと思います。

コロナ禍において、今後、市の歳入は厳しい状況に陥ると聞いております。特別会計とはいえ市の歳入になることには変わりがございませせん。国保の財政収支基金も例外ではないのではないかと考えておりますが、基金の前年度末現在高ですね、は約3億6,200万円ほどだったと思ひませけれども、その利子がですね、決算書では2万7,247円ということでありませ。この利子の積算根拠、この基金の運用につ

いて、どのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから二つ目ですけれども、決算書30ページ、決算概要218ページになりますけれども、予算審査に係る委員会のときにもお聞きしてございませ保険事業の糖尿病性腎症重症化予防事業委託料についてですけれども、保健指導に係る取り組み実績についてお聞きしたいと思います。

三つ目ですけれども、これは要望のみとさせていただきます。

決算書30ページ、決算概要218ページになります国保の保険事業、特に特定健診についてです。令和元年度の決算を受けまして今後の展開に向けたことについての要望をしたいと思います。

これまでも乳がんの検診の案内はがきや、またがん検診の案内についてでは、受けたくない場合だけチェックを入れてもらおうといったオプトアウト方式を取り入れてもらおうよう、保健福祉課には要望をさせていただきます、担当課も工夫をし実践をされ、検診の受診向上に努めていただいているところでございます。

今ですね、市役所から届く文書ってというのは法令に基づく事柄が多いためか、文章中の専門用語が多いこと、理解が難しいといったことも、時としてあると感じるのは私だけではないと思ひませ。案内の文章表現に一手間、二手間加えるだけで、受けての市民からするととても分かりやすく、結果として行動変容につながるってことがあると思ひませ。最近はですね、AI技術やナッジ理論というものを駆使して、例えば対象者のこれまでの受診歴や、その人の性格などに応じて異なる効果的なメッセージを伝えることで、受診行動につなげるといった取り組みが少しずつ広がっ

ております。

このナッジ理論ですけれども、このナッジってというのは相手の注意を引くために肘でそっとつくという、そういった意味があるそうです。

この文章やそういった表現を変えることで、その人の心理に働きかけ行動を変えていくというものです。例えばコンビニやスーパーなどのレジ前でお客が混んでいて、思い思いに並ぶとどうしても混雑した感じになりますね。そこにお客様が並ぶ位置を、床に足跡を掲示すると皆がそこできれいに並んでくれるという、今、特に新型コロナウイルス感染症関係でそういったことを取り組んでいるところも多いんですけれども、そういったものであります。それを例えば特定健診の案内で、今でしたら健診を受けましょうという案内が多いと思いますが、健診を受診するのはいつにされますかというふうに書くことで、受診への行動が変わっていくという取り入れ方ですね。毎日の生活の中では、やはりやりたいことも、仕事等もいろいろあふれて、どうしてもこういう健診ってというのは面倒に感じたりするものです。後で考えようと思っていたら、ついつい1年間で過ぎて忘れてしまって避けてしまう、そんな場合に意識を変えていく、そういうこのナッジ理論を利用するってということで、浜松市ではこの人工知能、いわゆるAIを使って、未受診者の性格、また生活活動を分析して、それぞれの性格に応じた文書を作成し、受診を促すという方針を2020年に打ち上げられたとも聞いております。

本市でも、特定健診でもそういった案内を改革をすること、そういった取り組みを実践していただきたいと考えております。

被保険者の皆さんの健康を保持するた

めの大切な一歩、これが特定健診だと思います。国の受診率目標60%に対して、摂津市は30%前後で推移をしております。ぜひですね、こういったAI技術やナッジ理論といったものを検討されて、来年度実施をしていただきたいと、そういったことを要望させていただいて、この件については終わらせていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは福住委員の1回目のご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1、基金の利子に関するご質問でございます。これまで各委員の方々のご質問にお答えしてきておりますが、福住委員ご指摘のとおり、令和元年度当初の基金残高は3億6,262万3,550円で、これに関しましては二つの金融機関に大口の定期預金として預けることで運用益を得たものでございます。しかしながら、近年の利率の低下は著しく、結果として委員がのご指摘のとおり、2万7,247円を財産運用収入としたものでございます。

利率については、二つの金融機関とも0.01%以下の利率となっております。なお、運用における金融機関との調整等は、会計室により行われております。

続きまして、質問番号2番、決算書でいうと30ページ、決算概要は218ページの糖尿病性腎症重症化予防事業に関するご質問でございます。

まずこの取り組み実績につきましては、令和元年度はALSOKあんしんケアサポート株式会社に委託を行い、プログラムの抽出条件に該当している国保被保険者に案内を送付しまして、参加希望とかかりつけ医の同意が得られた10名の方に対して、面談や電話相談等で保健指導を実施

いたしました。結果として該当者に関しては、新規の人工透析の移行に至ることはならず、予防として一定の効果を図っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 財政基金のこの利子について、運用また仕組みについてお答えをいただきました。低金利時代ではありますけど、本当に低い利率ですね。ただ、地方公共団体の基金は運用益を第一の目的とするものではないので、まあこういったことは致し方ないと思います。

決算書の32ページ、国民健康保険財政基金積立金においては、さらに2,293万3,860円の積立てが行われております。こういった形で基金を積み立てていくことに賛否はありますけれども、令和2年のようなコロナ禍における運用、これはそれ以上の運用またはそれ以上の災害が今後想定されるということもあります。今後の基金の運用について、改めて市の考え方、方針をお聞きしたいと思います。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導に関わる実績についてですけれども、人工透析が必要な状態になりますと患者である被保険者の皆様にとっては身体的にも、そして精神的にも非常に負担が大きいと思います。国民健康保険制度を運営する面でも、財政負担という点からも非常に大きな影響が出てくると言えます。そこで医療費の視点から令和元年度の人工透析が必要な慢性腎臓病の患者の人数、また納付に占める割合など、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは福住委員

の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1、基金の積立てに関して今後の運用ということでございますが、もう既に香川委員、増永委員へのご答弁でもありましたが、重複する部分は了承ください。

まずは広域化における保険料抑制財源としての活用、つまり統一保険料の直前の令和5年度までの激変緩和措置財源としての活用を予定しております。

なお、市町村が保有する国民健康保険財政調整基金の運用につきましては、本市の基金条例と大阪府の運営方針に規定がなされております。しかしながら委員のご指摘のとおり、本当の意味での運用はこの保険料率の統一が図られてからではなかろうかと考えております。

基金は基本的には不測の事態に備えるものであることから、今後保険料の収納不足の際にはその補てん財源として活用します。またコロナ禍という表現もありましたが、大災害、大規模災害等において、真にやむを得ない緊急事態の際には基金条例に規定されております繰り替え運用も可能となっております。いずれにせよ、まずは国民健康保険の事業運営における財源として有効活用をしつつ、将来の不測の事態に備えながら適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして二つ目の糖尿病性腎症重症化予防事業に係る医療費の観点からのご質問でございます。

まず令和元年度における人工透析が必要となる、いわゆる慢性腎臓病の患者数としましては93名でございます。割合としては約0.49%となっております。また令和元年度における総医療費のうち、慢性腎臓病は7.7%で第1位となっております。次いで糖尿病が5.6%で第2位と

なっております。この慢性腎臓病の7.7%は総医療費で申し上げますと5億8,000万円ほどとなっており、さらに高額療養費で申し上げますと、決算額が8億7,000万円ですので、このうち慢性腎臓病に関するものが約1億3,000万円と、全体の15%を占めるような状況となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 質問番号の1番目ですけれども、国民健康保険財政調整基金の仕組み、また今後の方向性については、今、統一保険料率までの抑制財源として、そして保険料の収納不足が起きた際にはその補てん財源ということだと思えます。森山市長がよく述べられている、これからの国民健康保険事業の運営は健康づくり、すなわち保健事業に重点を置いていくべきだと私は認識をしております。

令和元年度決算の歳出の中で、保健事業の執行率の割合は0.7%になっており、総額約99億7,500万円の予算に対してですね、1億円にも満たない、そういった執行という状況だということです。ただ、保健事業にお金を費やしてくださいということではありませんが、長寿社会の時代を考えていく上でも健康というテーマはこれからも避けてはいけないのかなと思います。本市も各種様々な保健事業を展開していただいておりますが、医療費適正化の観点も踏まえて基金の活用も考慮した上で、柔軟かつ適正な予算配分の下で、市独自の特色のある保健事業の運営をお願いして、要望としたいと思えます。

それから二つ目の慢性腎臓病の患者数と医療費のことについてお答えをいただきました。人工透析が必要になると相当な

額の医療費がかかって、結果としては国保の財政負担が大きくなるってということになります。広域化で大阪府が補てんする仕組みになっても府下全体で医療費抑制を進めていくことは、これは必要であります。市内の人工透析専門クリニックの状況なども今後注視をしていただきながら、保健事業の取り組みについて、より充実した展開を今後ともお願いして、要望とさせていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に認定第8号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありますか、質疑。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者についての質問をします。

75歳以上の人だけを抜き出して囲い込んで後期高齢者の医療制度というものをつくっているということについて、日本共産党としては当初から反対をしてまいりました。この後期高齢者の医療制度には、社会保険も含めて様々な保険のほうからそれを支えるお金ということで、そこへつぎ込まれるための分が保険料として徴収をされている、国保からもそれが徴収されて、後期高齢者のほうにいくというふうになっています。どんどんと国の入れるお金が少なくなっているという状況にあると思います。その中でそれに対して、社会保険の側から社会保険のお金をそんないれなくて本人負担をもっとふやしてほしいという、そういう訴えが来ているということをお口に、保険料の一部負担のお金ですね、医療費窓口で払うお金、この負担が

ふえていると思うんですが、今どんなふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは増永委員の後期高齢者医療制度の保険料に関するご質問にお答えいたします。

まず保険料率改定の経過でございます。決算審査の観点で言いますと平成30年度、平成31年度に関しましては、均等割額が5万1,491円、前期との改定に比べますと158円の減額でございました。

所得割率につきましては、9.9%、前期との差は0.51%のマイナス、賦課限度額は62万円でした。委員のご指摘のとおり、今年度に関して言いますと、令和2、3年度の料率改定は、5万4,111円で前期とは2,620円の増、所得割率は10.52%で0.62%の増、賦課限度額は64万円となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、保険料のお話をさせていただいたんですけれども、医療費窓口負担が後期高齢者の中でふえる形に、今なっていると思います。以前は1割負担だけだったと思うんですけれども、それが3割という形にもなっていると思うんですけれども、そこについても教えていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは増永委員の2回目のご質問にお答えします。

委員のご指摘のとおり、現在では3割負担から1割負担という形での、各所得に応じた窓口負担が設定されております。また国における議論におきましても、この窓口負担を原則2割にすべきではないかとい

った議論がなされているところでございます。こちらに関しましては、主に企業団体のほうからのご意見で、その一方で医師会あるいは広域連合の協議会等では、この原則2割というものは慎重に議論がなされるべきであるといった意見で、現在、コロナ禍で少し議論は停滞しておりましたが、年末にかけて方針を示すべく議論が再開されているところでございます。

本市及び広域連合といたしましては、やはり後期高齢者の医療制度を守る上で、原則2割といったような部分のお話ではなく、慎重な議論の下、窓口負担はあるべきであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうですね。3割負担になった方、本当に大変になったっていうふうに伺っています。これからさらにその3割の枠を広げようとか、原則2割にしようとか、いろいろ議論は出ているところでございますけれども、高齢者の生活、命、健康を支えるためにも、やはりそういった医療費負担をふやすような方向にならないように、市町村からもぜひ声を上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。要望とします。

○渡辺慎吾委員長 他にございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは1点の質問と、1点の要望をさせていただきたいと思えます。

後期高齢者医療制度においては、発足時からですね、特例として9割軽減がなされてまいりました。令和元年よりその見直しが始まっていると伺っています。さっきの質問にもあったかと思えます。

現在、私としましては大阪府後期高齢者

医療広域連合に所属する委員として臨んでおります。そういった見直し等の影響をですね、大変に憂慮しているところであります。まずは見直しの概要と、本市では被保険者への影響について、どのように受け止めておられるのか、教えてください。

二つ目ですけれども、これは要望のみになりますけれども、高齢者の保健事業と補助金の活用についてです。

現在、先ほど申し上げた広域連合の議会委員として選出をされておまして、広域連合議会においてもとりわけ高齢者の保健事業については議題として上がっているところであります。

一般会計ではありますけれども、決算書63ページに記載がございますけれども、令和元年度においてはですね、広域連合の特別対策補助金というのが交付を受け付けておられます。こちらは保険料の収納対策として交付を受けられたとのことでありましたけれども、近年、国の補助対象事業の見直しがされておまして、高齢者の保健事業に重点が置かれているというふうに伺っております。

また大阪府後期高齢者医療の第2期データヘルス計画においても、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加するとともに、フレイル状態の高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげまして、傷病の予防や重症化予防を推進することを目的にして高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、令和元年に新たに規定されていると思います。今後本市においても、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たりましては、広域連合及び関係機関がしっかりと協力し、取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。国の補助金をうまく活用しながら、

一体的な実施を推し進めていただきますように強く要望し、この点については要望とさせていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは水谷委員のご質問に1点お答えします。

後期高齢者医療制度の特例軽減の見直しに係るご質問でございます。

まず9割軽減につきましては、この制度発足時より暫定的な措置として実施されてまいりました。国民健康保険での軽減割合が最大で7割となっていることなどを受けて、制度間での公平性を図るために見直しが議論されていたところがございます。それによりまして令和元年の10月より低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給と合わせて見直しがなされることとなりました。

9割軽減の方は制度概要で申し上げますと、令和元年度は8割軽減、令和2年度以降は本則の7割軽減となっております。これまで8.5割軽減の対象だった方については、令和元年度は据置きで令和2年度は7.75割軽減、令和3年度以降に関しては、本則の7割軽減となります。

本市の影響、状況としましては、直近の令和2年度7月のデータにはなりますが、前者の方が2,274人、後者の方が2,349人で、合計で4,623人。割合で申しますと全体の42%に該当します。影響額で申し上げますと9割軽減から8割軽減で、お一人で年間5,149円の保険料の増加。令和2年度で7割軽減に見直しになると、さらに保険料改定も加わりまして、一人当たり年間5,935円の増加となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 特例軽減の見直しの概要や影響について、おおむね理解をできました。保険者側から見ればですね、そういった影響額になるかもしれませんが、市民や被保険者から見るとですね、単純に2倍、3倍といった増加となりまして、その負担は計り知れないものがあるというふうに思います。

まあ段階的とはいえですね、このような見直しについてはどのように議論をされて、どのような周知が広域連合、もしくは本市からなされたのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは水谷委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたが、平成20年度からの制度の発足時から、国の暫定的な予算措置によってこの9割軽減は実施されてきました。10年の節目を迎え、繰り返すにはなりますが制度間の公平性の観点から議論が進む中で、令和元年10月より見直しが行われました。

被保険者への広報、周知としましては、全被保険者に対して毎年7月に保険証更新及び保険料の決定通知の中に、それぞれの送付時に案内文書を同封することで漏れのない周知を図っているところでございます。その他にはもちろん市のホームページや広報誌、ポスターなどを利用した周知を行っております。

大阪府の広域連合との連携ということについてでございますが、被保険者からの対応については、本市の職員に限らず大阪府の広域連合にコールセンターを設けるなどして、対象者の情報共有や、より丁寧

な制度説明に努めているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 特例軽減の見直しに係る周知や、広域連合との連携について説明をしていただきました。特例軽減の見直しは単なる一例にすぎませんが、やはり広域連合と府内市町村との連携は必要不可欠であると考えております。国保の広域化における大阪府と市町村の関係とは違いまして、広域連合と府内市町村は職員を派遣している現状も踏まえてですね、同じ視点で仕事ができる関係であると思っております。その関係性を大いにいかしまして、これからの超高齢社会における医療制度の維持、あるいは新型コロナウイルス感染症の蔓延といった過去に例のなかったような、国難ともいえるべき中ですね、様々な支援、施策の展開を打ち出していただきたいと思います。

また毎回お願いをしている件でございますけれども、国保とこの後期高齢者の制度というの、双方を理解していくというのはなかなか難しいところがあります。そういう意味では国保から後期に変わる世代のときにですね、しっかり理解をしていただいで進めるようにですね、合わせて要望して、質問を終わります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 他にございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは私のほうからは、この令和元年度の決算を受けて、後期高齢者医療制度に対しての、これも要望だけとさせていただきます。

今、水谷委員からも保険制度が変わる話で分かりやすく、というようなお話がござ

いましたけれども、後期高齢者医療制度は75歳に到達された市民の方が、国民健康保険をはじめ各医療保険制度から移行してくる医療制度の終着点というんですかね、そういうことだと思います。この移行の流れとしては、75歳の誕生月の前月に大阪府後期高齢者医療広域連合から、その対象となる市民の方へ案内が送付される、そういった仕組みだと思います。案内を受け取った多くの方が、自動的に移行されるものだと思っておられる方も多くいらっしゃるって、実際には口座振替の手続など、各世帯において、また個人によっては必要な手続があるという、こういったことがあると思いますが、市民は何もしなくてもいいと思っているケースもありまして、口座振替から納付書払いになっていたことを知らずに、初期滞納になりかけてしまうというような、そういったお話も時々市民の人から聞くことがあります。

保険者である広域連合と市民の窓口である摂津市が、円滑な移行となるよう連携されているとは思いますが、やはりこういったトラブルとまではなくとも、スムーズな移行が確実に行われるような周知、仕組みづくりを考えていただきたいなと思います。

人生100年時代といわれますけれども、75歳ともなりますとそれなりに無理が利かない年齢でもあります。個人差はありますが、理解力や行動力といったことも、やはり思うようにいかないこともふえてまいります。そんな中で突然健康を支える医療保険が変わってしまうということを受けなきゃいけないわけですね。日本のこの少子高齢化、2025年問題と言われますけれども、摂津市におきましても2025年75歳以上の人口というのは1万5,

000人に達すると聞いております。5年後の現実なんですね。そういった節目年齢の75歳に到達する市民に対して、もっと喜ばしいと受け止めてもらうような工夫ができないものかというふうに考えました。

例えば敬老祝い金、これ77歳が対象になっていますけれども、例えばですよ、75歳の到達で一つのお祝いごとというふうに捉えていただくというのはいかがでしょうか。以前、ほかの委員でお誕生日祝いが届いたと思ったら保険制度が見直しされたという通知だったということですね、そんな例を挙げられた委員もいらっしゃいましたけれども、まあ75歳で祝い金を出してくださいってということだけではないんですけれども、これからの人生を歩んで行くステップとしてね、背中を押していただけるような、そういった制度の移行に、ぜひしていただくよう考えていただきたいと思っております。

そういった観点も含めて、改めまして摂津市の後期高齢者医療制度への移行、あるいは周知の方法ということは今後も検討していただきまして、より具体的な変化が目に見えて分かるような形で進めていただくことを要望したいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

認定第7号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは質問をさせていただきます。1点だけでございます。

決算概要254ページでございます。在宅医療・介護連携推進事業について、お聞きしたいというふうに思います。

まずこれは一体どのような事業内容であるのかというのを確認させていただきたいと思います。

以上1点です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号1番、1回目です。在宅医療・介護連携推進事業の事業内容についてでございます。

在宅医療・介護連携推進事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるよう、医療関係者や介護関係者が、在宅医療と介護サービスとの連携を推進するもので、高齢者及びその家族への支援体制を強化していくということを目的とするものでございます。

摂津市におきましては、平成25年度から実施しておりまして、医療関係者や介護関係者など、多職種の代表者が集まる会議の開催や、多職種を対象としました研修会の開催、また相談支援等を実施しております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 はい、ありがとうございます。事業内容についてということでご答弁いただきました。平成25年度から実施しておるといことで、多職種での会議や研修会の開催をしているとのことでした。この事業についてですね、令和元年度に新たに取組んだことなどあれば教えていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 令和元年度はですね、新たな取り組みといたしまして、せつつケアマネ情報シールというものがございまして、これの運用を開始をいたしました。せつつケアマネ情報シールはですね、介護サービスを利用されている摂津市民のケアマネジャーがですね、自分の事業者名、担当者名、連絡先を記載するシールがあるんですけども、これをお薬手帳に貼るものとなっております。

令和元年8月に開催いたしました多職種の連携研修会ですけども、こちらで様々な職種からですね、支援をしている医療関係者や介護関係者の連絡先が分からないという課題が挙げられました。その課題に対しまして、多職種の代表が集まる会議がございまして、そこで検討を行いまして、令和2年1月から連絡先をですね、共有するためのツールとして、せつつケアマネ情報シールというのを導入いたしました。これによりまして市内の居宅介護支援事業者、ケアマネジャーと薬局ですね、薬剤師に送付をいたしております。今後も引き続き、医療関係者や介護関係者の抱える課題につきまして解決していくことを通じまして、多職種で高齢者を支える支援を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 はい、ありがとうございます。今後もですね、高齢者がふえていく中でございます医療や介護の連携はますます重要になってくるというふうに思います。今後もですね、引き続き事業を推進し、医療と介護の連携を深め、一人一人の高齢者に寄り添った体制づくりをしていただけますようお願いを申し上げ、私の質問は終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
光好委員。

○光好博幸委員 それでは私のほうからは5点質問させていただきます。

まず質問番号1です。決算概要252ページ、介護予防普及啓発事業についてでございます。この認知症予防効果分析委託料についてお聞きしたいと思います。

これは令和元年度にですね、新たな取り組みであったかと認識しておりますけれども、まずは1回目、内容についてお聞かせください。

質問番号2です。決算概要252ページ、地域介護予防活動支援事業でございます。この地域介護予防活動支援委託料がですね、800万8,632円執行されておりました。これで前年度に比べると82万8,532円ですか、増額されて執行されておりますので、その理由についてお聞かせいただきたいのとですね、また同じところの欄の下のほうに、つどい場づくり活動補助金というところが125万円計上されていたかと思っておりますけれども、これにつきましては執行率が極端に低いというところがございますので、このつどい場づくり活動補助金の令和元年度の取り組みですね、新たな取り組みであったかと認識しているんですけれども、内容について、あわせてお聞かせいただければと思います。

質問番号3番目、決算概要252ページ、生活支援体制整備事業においてです。社会資源把握支援業務委託料というところで488万4,000円が執行されております。これもですね、令和元年度は新たな取り組みで、摂津医療介護つながりネットをですね、新たに運用を開始したというふうには認識しておるんですけれども、改めてその内容についてお聞かせください。

質問番号4です。決算概要252ページ、これ同じく生活支援体制整備事業というところで、もう一つお聞かせいただきたいのが、生活支援体制整備委託料というところで521万9,624円執行されておりました。これはですね、平成30年度に生活支援コーディネーターを配置されてですね、その協議体として設置したものと認識しているんですけれども、平成30年度からの取り組みでありますけど、令和元年度、何か新たに取組んだことがあればお聞かせ、特にその辺を中心にお聞かせいただきたいと思っております。

で、最後になります質問ナンバー5、決算概要254ページ、認知症サポーター等養成事業についてです。金額こそ小さいですけれども、報奨金として8万円計上をされておりましたけれども執行がゼロとなっております。改めて令和元年度の取り組み状況、あと報奨金の未執行の理由について、あわせてお聞かせください。

1回目以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 質問番号1、介護予防普及啓発事業についてでございます。

平成29年度に市オリジナルの認知症予防体操であります「せつつはつらつ脳トレ体操」というのをですね、エーザイ株式会社の支援の下に作成をいたしました。この体操の効果を検証するために、効果分析業務の委託を行ったものでございます。

具体的にはですね、介護予防講座「はつらつ元気でまっせ講座」というのがございますが、第1回目と第8回目におきまして、体力測定、日常生活に関する質問、認知機能テストなどを行いまして、比較分析を行うものでございます。

続きまして、質問番号2、地域介護予防

活動支援事業についてでございます。

決算概要252ページでございます。地域介護予防活動支援委託料の令和元年度の決算額が、平成30年度と比べて増額になっている理由ですけれども、委託型つどい場の開催場所が5か所から7か所にふえたことによるものでございます。別府の第43集会所とですね、一津屋の第30集会所の2か所がふえております。

つどい場づくり活動補助金は、介護予防や交流を目的としまして、カフェ型つどい場としまして、高齢者が身近な地域の集会所で気軽に集まり、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりする場を運営する団体です。市立集会所の使用料を補助するという取り組みでございます。

令和元年度は12団体、5か所の集会所に補助を行いました。予算編成におきましては市立集会所が50か所ある中で、25団体について4月以降に開始する予定にしておりましたが、自治会の説明など丁寧に準備を進めたためにですね、6月以降の開始となったために12団体について補助を行ったため、執行率が低くなっております。

続きまして、質問番号3、生活支援体制整備事業のですね、社会資源把握支援業務委託料についてでございます。

このシステムはですね、市民向けサイトと関係者向けサイトの二つからなるシステムでございます。市民向けサイトはですね、医療機関、薬局やケアマネジャー、介護保険事業所、介護予防のつどい場でしたり、健康づくりグループ、各小学校区のサロンやリハサロンを検索することができます。また介護保険事業所のですね、サービスの空き情報も調べることができるサイトでございます。

関係者向けサイトはですね、パスワードを付与された医療機関ですとか、介護関係者が閲覧をすることができるサイトで、市からのお知らせや厚生労働省からの介護保険の最新情報ですね、介護に関するニュースなどを掲載しております。

続きまして、質問番号4、生活支援体制整備事業、こちらは生活支援体制整備委託料についてでございます。

生活支援コーディネーターの活動の一つにですね、高齢者の生活を支援する団体やサービスなどの情報を集めて紹介するというものがございまして、平成30年度に社会福祉協議会のコーディネーターがですね、各公民館やコミュニティ施設で活動する団体を訪問しまして、活動内容を把握しました。その内容をですね、令和元年度に地域資源マップとして中学校区別にまとめまして、冊子、高齢者のための地域活動マップというものとして発行いたしました。

さらに令和元年度には老人クラブ連合会に所属している53団体の取材も行っております。

また地域住民やボランティア、NPOですね、事業者などと一緒に互助活動や支え合いの仕組みについて考えるために、平成30年度に新設をしました会議体としての協議体、摂津市では「暮らしの応援協議会」という愛称で呼んでいるものでございますが、この会議においてコーディネーター役ということで活動をしております。令和元年度は「暮らしの応援協議会」を2回開催いたしまして、1回目に自分が住むまちの課題と解決のアイデアの意見交換を行いました。2回目には、1回目に課題として多く挙がってございましたテーマのうち、四つですね、移動支援であったり、男

性の地域参加ですね、あとは多世代交流、ちょっとサービスについて、アドバイザーをお呼びしてテーマごとに分かれて意見交換を行っております。

続きまして、質問番号5番、認知症サポーター等養成事業についてでございます。

認知症サポーター等養成事業の報償金はですね、外部講師による市職員を対象とする認知症サポーター養成講座に係る講師謝礼として予算編成を行いました。

平成30年度にはですね、市の管理職を対象とする認知症サポーター養成講座、こちらを行いました。令和元年度には課長代理級の職員を対象とする講座を3月23日に行う予定にしておりました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一旦延期とさせていただいております。これにより報償金の決算額が0円となっております。今後はですね、新型コロナウイルス感染症拡大、収束しましたのちには、市職員を対象として、認知症サポーターの養成講座を再開するとともにですね、認知症サポーターのステップアップ講座の開催なども検討してまいりたいと、こういうことで考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ちょっと質問の途中ですけど、暫時休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

続いて質疑をいたします。

光好委員。

○光好博幸委員 それではですね、1回目のご答弁をいただいたということで2回目の質問をさせていただきます。

まず質問番号1です。決算概要252ページ、介護予防普及啓発事業についてでござ

いますけれども、認知症予防効果分析委託料について、令和元年度の取り組み内容についてお聞かせいただきました。摂津はつらつ脳トレ体操ですね、というところでの作成とですね、体操の効果検証というところの委託をされたと理解をいたしました。しかしながらですね、その決算概要のですね、予算を見てみますと、38万5,000円が計上されている一方でですね、執行が13万7,500円というところではございましたので、この理由と言いますか、執行率が低い理由について、2回目お聞かせください。

質問2でございます。決算概要252ページ、地域介護予防活動支援事業においてですね、地域介護予防活動支援委託料と、あと、つどい場づくり活動補助金の取り組み内容についてお聞かせいただきました。増額理由としてはですね、委託型つどい場が2か所ふえたというところではございまして、一方で執行率が低いのは、25団体を予定していたけど12団体というところでしたかと思っております。しかしながら感覚的にはですね、通い型つどい場というところで、報告書を見てみますと、合計2,209名ですかね、参加者がおられたというところで、一定の効果があつたんじゃないかなというふうに捉えております。一方でですね、委託型つどい場の参加者はですね、2か所追加の7か所というところで、足すと4,998名というところではございました。前年度の5か所と比較しましても、1,143名もの参加者が増加していると私、捉えておまして、単にですね、場所をふやすだけで簡単にこうやって参加者がふえるともちょっと思いませんでしたので、参加者がふえた理由について、どのように捉えられているかということをお

聞かせください。

質問番号3でございます。決算概要252ページ、生活支援体制整備事業において、社会資源把握支援事業委託料の内容についてお聞かせいただきました。

このポータルサイトですか、市民向けと関係者向けがあるというところのご答弁だったと思いますけれども、摂津医療介護つながりネットを導入した効果についてどのように捉えられているか、2回目お聞かせください。

質問番号4です。決算概要252ページ、同じく生活支援体制整備事業というところで、体制整備委託料として令和元年度に新たに組み込んだ内容についてお聞かせいただきました。

ご答弁にありましたように、中学校区に別に高齢者のための地域活動マップを作成、発行もされたというところで、これについては中身も拝見させていただきましたけど、非常に分かりやすく、すばらしいものではないかなと思っております。

ご答弁の中で、この平成30年度に新設した会議の中で課題として四つあげられてたかと思えます。それぞれの具体的な内容をポイントで結構ですのでお聞かせいただければと思います。

最後、質問番号5番目、決算概要254ページ、認知症サポーター等養成事業において、令和元年度の取り組み状況等々お聞かせいただきました。

市職員への講座が新型コロナウイルス感染症の影響で延期になったというご答弁だったかと思えます。これは要望としておきますけれども、今年に入ってからコロナ禍というところで、思うように取り組みができない状況に陥っているんじゃないかなと思いますけれども、やはり認知症は

身近な病気でもありますし、多くの方々に認知症について正しい知識を習得していただく必要もあろうかと思えます。

先ほど課長代理級を予定していたというところもありましたけれども、今後、市職員も含めて、ぜひ幅広い層に向けて広げていただきたいですし、ステップアップをこれからしていただけたらと思えますので、これは要望としておきます。

以上、2回目でございます。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 それでは、質問番号1、介護予防普及啓発事業についてでございます。

令和元年度に2か所で、はつらつ元気でまっせ講座というのがスタートいたしました。そのうち1か所は、5月16日にスタートいたしまして、8回目の体力測定、日常生活に関する質問や認知機能テスト、3月26日に予定しておったんですけども、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえまして、8回目の測定が延期になったということがございました。

もう1か所につきましては、これも新型コロナウイルス感染症対策で活動を中止して以降、講座自体の再開のめどが立っていなかったために測定等実施できていない状況でございます。このことによりまして、予算額と決算額に差が生じております。

なお、延期になった8回目の測定等を実施するために、エーザイ株式会社と調整をしております。この12月に1か所において測定をできるのではないかと予定をしております。

続きまして、質問番号2、地域介護予防活動支援事業についてでございます。

委託型つどい場の延べの参加が増加しているということなんですけれども、その理

由といたしましては、委託型つどい場の開催場所が2か所ふえたということはもちろんなんですけども、各団体におきまして友人を誘ってきてくださいとかアナウンスをしまして、参加者が友達を連れてきてくれるということもございました。口コミによりまして地域からの参加者をふやすという取り組みを行っているということとか、生活支援コーディネーターが発信するSNS、フェイスブックやインスタグラムがありますけども、これで活動を周知しまして、対象者の家族など幅広い層への周知も進めているということが挙げられると考えております。

続きまして、質問番号3です。生活支援体制整備事業、社会資源把握支援業務委託料についてでございます。

こちらは市民向けサイトにつきましては、市民からの近隣の介護施設について問い合わせがあった際に、このサイトをご案内したところ、こういったサイトで一括で見ることができると、助かりますというお声を頂いたこともございました。

また、医療関係者からも老人保健施設の対応可能な医療行為が掲載されていて、患者を紹介する際に役立つというお声も頂いております。

関係者向けサイトにつきましては、介護関係者から厚生労働省や市からのお知らせが適宜更新されておまして、日々の業務で活用できているというお声も頂いております。

それと今年度にはなるんですけども、新型コロナウイルス感染症対策や介護保険サービス従事者応援給付金というものも支給をさせていただきましたけど、こちらにつきましても、このサイトを活用することで迅速な支給を行うことができたと思

えております。

続きまして、質問番号4番、生活支援体制整備事業の生活支援体制整備委託料についてでございます。

四つございましたが、まず移動支援につきましては、夫婦で車の免許証を返納したので買物に行くこともできないとか、バス停まで行く支援があれば助かるとか、細かく動いてくれる移動支援があると助かるといったご意見をいただいております。

男性の地域参加につきましては、男性は個々にウォーキングなどを行っているという方が結構いらっしゃるんですけども、地域の健康体操などなかなか集まりに参加しない方が結構いるということや、囲碁やカラオケなど男性の興味があることを集まりにしたらいんじゃないかとか、飲酒ありの男だけのつどい場というものを企画してみてもどうかといったご意見もございました。

多世代交流としましては、正雀地域にJOCA大阪というものがございますけども、好きなときに行ける多世代交流の場でありまして、そこでは子どもが宿題をしたり、会社員の方がパソコンを持参してお仕事をされたり、高齢者が囲碁や将棋をしたりということで、こども食堂についても意見交換を行いました。

ちょっとサービスですね、こちらにつきましては、あるマンションで電気関係の不具合の修理とか包丁とぎ、買物代行、病院への付添い、網戸の不具合の調整とか、互助会のような取り組みを行っているということもご紹介もいただきまして、掃除とかごみ捨てとか買物同行など、ちょっとしたサービスがあるといいなということで意見交換を行いました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、3回目に移らせていただきます。1点だけ聞かせていただきますけど、おおむね要望とさせていただきます。

まず質問番号1番、決算概要252ページ、介護予防普及啓発事業において、認知症予防効果分析委託料の執行率が低い理由についてお聞かせいただきました。新型コロナウイルス感染症の影響で測定が延期になったというご答弁だったと思います。

毎回出していますけど、この第4次の総合計画の総括の106ページにも載ってたんですけど、先ほどご説明いただきましたせつはつらつ脳トレ体操に関する記載があり、認知度が5.7%となっていて、非常に低いなと思っていて、ちょっとまだ着手して間もない取り組みなんですけれども、これらの周知について確認の意味でお聞かせください。

質問番号2番目、決算概要252ページ、地域介護予防活動支援事業における委託型つどい場の参加人数がふえてる理由についてというところがございます。

いろんな取り組みで口コミ等々ご答弁いただいたと思います。このつどいは、出不精になりがちの高齢者の方々にとっては、足を運ぶきっかけづくりであったり、あるいは生きがいづくりになってるんじゃないかなと思いますし、以前、おしゃべりするだけでも楽しいという声もあったとお聞かせいただいてまして、非常に有効な取り組みではないかと私は捉えています。

一方、このつどいなどの参加者は女性が多くを占めていて、男性の参加者が少ない

というところも課題の一つではないかと思っておりますので、こちらについても対策についても検討いただければと思います。

いずれにいたしましても、これからいろいろ工夫を加えながら精力的に取り組んでいただきたいという思いでもございますし、ぜひつどいの場をどんどん広めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。これ、要望としておきます。

質問ナンバー3番目、決算概要252ページ、生活支援体制整備事業というところで支援システム構築による効果お聞かせいただきました。

このシステムは市民にとっても、医療や介護関係者にとっても非常に有効であるんじゃないかなと捉えました。特に市民にとっては、このシステムを利用することで市内の医療機関の情報であったり、あるいはサービスの空き情報についても検索できるということのご答弁だったと思いますので、ぜひこれもより多くの方々に活用いただきたいと思っておりますので、例えば広報せつに記載するなどご検討いただきまして、これも広く周知いただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後、質問番号4番目です。決算概要252ページ、生活支援体制整備事業について、課題の四つについて内容をお聞かせいただきました。ありがとうございます。

どれも重要な課題ではございますけども、私の観点からすると、やはり特に移動支援であるとか、先ほど触れました男性の地域参加というところがちょっと重要な課題なんじゃないかなと思います。

移動支援につきましては、先ほどバス停までの足という話もありましたけども、私

は対象を問わず高齢者であったり、障害者であったり、市全体としてどのようにしていかなあかんのかと、きょうは副市長が出席していませんけど、移動支援をすべきだと、考えなければならぬと思いますし、特に男性の参加のところていくと、男性はより出不精やと思いますので、先ほどの飲み会とか、そういうお酒の場というのもありましたけども、そういったきっかけづくりをしなければならぬんじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

生活支援コーディネーター配置によって、やはり一定の効果が図られているということも確認できましたし、狙いどおりの活動が展開できてるのかなと思いますので、さらに活動の幅を広げていただければと考えておりますので、これもよろしくお願いいたします。要望としておきます。

以上、あと1点だけ聞かせて。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齡介護課長 それでは、質問番号1、介護予防普及啓発事業についてでございます。

せつつはつらつ脳トレ体操を収録したDVDを高齡介護課の窓口において無料で配布しているという取り組みを行っております。

また、インターネットでも閲覧できるようにDVDの内容をYouTubeの動画共有サイトにも掲載をしております。

さらにせつつはつらつ脳トレ体操普及サポーター養成講座というのがございまして、そちらで脳トレ体操を習得してご自身の健康に役立てていただくとともに、普及もしていただくという方も養成を行っております。

このDVDは短編、長編、いろいろな時間で区切ることができますので、地域のつ

どい場などでも活用をお願いしてまいりたいということで周知に取り組んで、この5.7%ということですけども、これを上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

質問番号1番目のところのご答弁いただきました。認知度の低い方に対して周知ですね、理解いたしました。

先ほども申しあげましたが、この第4時の総合計画の総括は摂津みんな体操四部作というのでも載ってました。これも9.5%と認知度が低いんですね。せっかく知恵を出し合って、恐らく手間をかけてやっことはることだと思いますので、ぜひ広く周知していただくということと、認知症予防というところにさらに努めていただきたいと思いますので、ぜひ精力的に取り組んでいただければと思います。これも要望としておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 次に、増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険の質問をさせていただきます。

まず質問番号1、決算書115ページを見ると実質収支は黒字なんですけれども、単年度ではどうなっているのでしょうか教えてください。

質問番号2、介護保険の基金は幾らになっているのか。2018年度末、そしてこの2019年度末それぞれ差が幾らかということも教えてください。

それから、質問番号3、施設整備費ですね、以前2018年度に公募をして2019年度に整備をすとお話を伺っていたと思いますが、どのようになっているのでしょうか。

質問番号4番です。第7期の介護保険料をお伺いします。基準額で結構です、幾らになっているのか。

それから、昨年10月に消費税が増税されたわけですがけれども、2019年度の保険料に影響があったと思うんですがけれども、どういったことがあったのか教えてください。

質問番号5番です。保険料の減免制度があります。国保と同じように新型コロナウイルス感染症に係る減免、2月、3月の分が2019年度には遡及をされていると思います。新型コロナウイルス感染症に係る減免、それから条例減免、摂津市独自の減免があると思います。それぞれ内容と件数どんな状況であったか教えてください。

6番目です。総合事業は介護給付は外して摂津市の独自の形というか、摂津市が責任を負わないといけないというような格好で総合事業が行われています。摂津市では原則、現行どおりのサービスをきちんと提供していただいているということで、大変評価をしているところでございます。

しかし、その中でもA型とかC型とかというものを取り入れているというところなんですけれども、このA型、C型それぞれ内容や状況を教えてくださいと思います。

それから、質問番号7番です。必要な人には必要なサービスをとということで今までどおりの現行どおりのサービスを原則提供していただいているということで、大変評価していますといったところなんですけど、その必要な人には必要なサービスというのは、どの人が必要なのかというようなことをきちんと判定しなくてはなりません。

今まで摂津市は、原則、介護認定審査を

受けていただくということでやっていたいただいていたと思うんですが、今、基本チェックリストの活用を広げているという状況だと思います。この内容、何件やっているのか。介護の更新の方とか新規の方いらっしゃると思うんですが、それぞれ分けて数字を教えてくださいと思います。

質問番号8番です。総合事業には上限を設けられていて、サービス事業費削減をするために国のほうは誘導策ということで行っていると思います。これ以上は出さないというようなことを国が決めている。そこが介護給付とは違うところだと思うんですが、摂津市の場合、この総合事業の上限について、今どんな状態になっているのか教えてください。

続きまして、質問番号9番です。決算書96ページに保険者機能強化推進交付金というのがあります。この内容と、摂津市はこの交付金についてどのように考えているのか教えてくださいと思います。

質問番号10番、最後です。コロナ禍で介護事業所、ほんとは対応を苦労していると思うんですが、その状況をどのようにつかんでおられるのか。また、いろいろ支援もしていただいていると思うんですが、どんな支援をしていただいているのかということについて教えてください。

以上、1回目です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 それでは、お答えをさせていただきます。

質問番号1、決算の状況ということでございますけども、令和元年度決算は黒字を確保できたということで、歳入が約65億円、歳出が約64億円ということで約7,100万円の黒字ということで、円単位で

申しますと7,092万9,656円ということで黒字も確保できております。

保険給付につきましては、計画値以内にはなっておるんですけども、平成30年度と比べますと8.4%の伸びということで4.5億円ほど給付費が伸びておるんですけども、令和元年度決算といたしましては安定的な財政運営ができているということで考えております。

続きまして、質問番号2番、基金の状況でございます。

令和元年度末の残高ですが、約6.3億円ということで、円単位で申しますと6億3,113万6,573円ということで、平成30年度末残高と比べますと平成30年度末が約6.6億円、円単位で申しますと6億6,497万8,686円ということで、3,000万円程度減らしておりますけども、こちらは保険給付の伸びに対しまして計画どおり取り崩しを行っているということでございます。

現時点での令和2年度の当初予算ベースにはなりますけども、当初予算ベースでも取り崩しなどをしておりますので、現在で加味しますと予算ベースで約5.8億円となっております。

続きまして、質問番号3番、施設整備についてでございます。

施設整備につきましては、7期中の建設を目指してやってまいりましたが、地域密着型の施設ということで3施設ございしますが、現在建設中のものが一つだけということになっております。まずは小規模特別養護老人ホームということと、もう一つが看護小規模多機能型居宅介護というものと、認知症対応型高齢者グループホーム、この3施設の公募を行ってまいりました。

その結果、現在は安威川以南地域に認知

症対応型の高齢者のグループホームが1施設建設中ということでございます。現在、建設中でございますので、来年度中のサービス開始ということで現在、見込んでおります。

小規模特別養護老人ホーム、通称、小規模特養というものにつきましては、なかなか応募がないという状況でございまして、一方の看護小規模多機能型居宅介護につきましては、現在、事業所から参入したいというお問い合わせもございまして、こちらが第8期に向けてできるかどうかということは、また位置づけていきたいと考えております。

ただ、小規模特養につきましては、土地と建物とか課題がございまして、場所の確保、あと、人材確保の課題もあるということで考えております。

小規模特養につきましては、国の報道発表によりますと、新聞報道なんですけども、小規模特養の利益率が他のサービスに比べて低いというのが載っております、二十何個のサービスがあるんですけども、一番低いということで、なかなか事業所にとっては赤字の懸念がございまして、採算ベースに乗ってこないのではないかということで考えております。

一方、今回できます認知症対応型グループホームの利益率は、結構高く載っております施設によって経営面での影響があるのかなと感じております。

いずれにしましても、今まで施設ができていないということは重く受け止めるべきだと考えておりますので、今後もどの時期に位置づけるのかいうことは検討していきたいと考えております。

次に、質問番号4番、保険料の軽減の状況ということでございますが、こちらは令

和元年10月1日から消費税増税ということで、第1段階の保険料はさらなる軽減の拡大となりまして、対象とはなっていない第2段階、第3段階の方の保険料も軽減されたということがございます。

月額で申しますと、第1段階の方は平成30年度が2,605円から令和元年度が2,171円。第2段階の方が平成30年度は4,053円、令和元年度が3,329円、第3段階の方が平成30年度は4,342円、令和元年度は4,197円となっております。この影響の人数もございまして、令和元年度は第1段階の方が4,318人、第2段階の方が1,994人、第3段階の方が1,959人で8,271人ということになりますので、被保険者の約38%の方が対象となっております。

続きまして、質問番号5番、減免でございます。

三つございますけれども、条例減免が災害とか著しい収入の減少とか、こういう方の要件が定められておりますけれども、令和元年度の該当者が災害が7名、24万1,735円ですね。著しい収入の減少というのが5名、12万7,380円ということになっております。

独自減免は保険料段階が第2段階、第3段階の方の保険料が賦課されている方ですけれども、年間収入が一人世帯で120万円以下、他の世帯員の扶養親族とされていないこと、居住用以外の土地建物を有していないこと、預貯金が350万円以下の全ての要件を満たす方が対象となっております。令和元年度は13名の方で18万1,806円となっております。

もう一つ、新型コロナウイルス感染症に係る減免というものもございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入

が減少された方が多くいらっしゃるということでございまして、こちらは国の通知に基づきまして保険料の減免を行っているということで、9月末時点で56名の方を対象としておりまして、こちらが約363万円の減免を決定いたしております。

続きまして、質問番号6番、総合事業でございます。

総合事業ですが、訪問型サービスA、通所型サービスCというものをやっておりますが、訪問型サービスAはシルバー人材センターや株式会社布亀、2者に委託をしております。掃除や洗濯、買物などの生活援助を行っております。令和元年度の実績ですが、3名ございました。

通所型サービスCは保健センターを事業者といたしまして、リハビリの専門家が一人一人に合ったプログラムを作成し、3か月もしくは6か月の集中的な運動指導が実施される短期間のサービスでございますが、こちらは令和元年度の実績といたしましては、利用者が37名となっております。平成30年度と比べますと訪問型サービスAは同じく3名でした。通所型サービスは平成30年度は40名となっておりますので、若干減っているということでございます。

続きまして、質問番号7番、チェックリストでございます。

チェックリストの内容と件数ということでございますが、チェックリストの利用人数につきましては、令和元年度が42名の方でございます。令和元年度につきましては、利用者視点に立って少しでも早く介護サービスにつないで介護予防に取り組めるようにしてほしいというお声もあり、ご意見もありましたので、それぞれの方の状況に応じて早くサービスが提供できる

ように、令和元年7月から要介護認定の更新に対象者への案内を行っております。

また、新規申請者におきましても、使用する予定のサービスが訪問介護や通所介護のみに限られている場合に、要介護認定の申請とチェックリストの申請、こちらを選択できるように案内をさせていただいております。

42名のうち、更新時にチェックリストを選択された方が36名、新規申請でチェックリストを選択された方が6名となっております。

続きまして、質問番号8番、総合事業の上限ということでございます。

令和元年度の実績が上限額から2,335万9,230円下回っておりますので、約2,300万円程度余裕があるということで結果となっております。

続きまして、質問番号9番、保険者機能強化推進交付金でございます。

保険者機能強化推進交付金は、市町村が自立支援、重度化防止等の取り組みを支援するために国が平成30年度から新たに創設した交付金でございます。令和元年度は1,247万9,000円が交付されまして、うち、471万2,000円を地域包括支援センターのシステムの再構築に執行いたしております。残りの776万7,000円につきましては、基金に積み立てておるという状況でございます。

こちらは第1号被保険者数と評価点によって決まるという交付金でございます。PDC Aサイクルの活用によりまして保険者機能の強化に向けた体制の構築や自立支援、重度化防止に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策の推進など、65項目がどれだけ実施できているかということの評価するものとなっております。

おります。

ただ、使い道がなかなか限定されておまして、現状これに使う予定は今のところありませんので検討していくということにはなっておりますけれども、こちらはより使いやすい交付金となるように、近隣他市とも連携して、国とか府に使いやすいように要望してまいりたいと考えております。

質問番号10番目、新型コロナウイルス感染症ですが、やはり介護保険の利用者、コロナ禍前に比べては影響を受けてるんだろうと思っております。緊急事態宣言前後、アンケートも取りますと、やはりデイサービスとかショートステイの利用が減っているということで1割から3割程度ですか、平均すると2割程度利用者が減っているということでして、足元を見ますとショートステイは夏から秋にかけてまして、だんだん回復はしてると見てるんですけども、デイサービス以外はある程度、コロナ禍前までの水準に利用状況は戻ってきてるんじゃないかなと思っておりますけれども、デイサービスはまだ減っていると。コロナ禍の前までにはなかなかきていないということで、これは新聞報道によりまして全国的な傾向でそうなっているということでございました。

ということで、新型コロナウイルス感染症に関しましては、利用者自身にも影響を与えていると、サービスが利用できないと。サービス利用ができないので事業者の継続にも影響を与えているということで考えておまして、我々としては応援給付金もさせていただきまして、1万円でございますけれども、102施設、1,512人の方に利用していただいているということにもなっております。

またこちらでも用意できるものにつきましては、マスクとか消毒液、こちらも提供もさせていただいているということで、そちらにつきましては引き続き必要な事業者にとっては連絡をしていただくと提供していきたいと思っております。

現在、援助が必要ということでして、国におきましても新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援事業というのがございまして、補助金なんですけれども、こちらが内容としましては介護施設、サービス事業所が感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要となるということで、当然余計に費用がかかってきておりますので、我々、かかり増し経費と呼んでおりますけれども、これを助成するという事業がございまして、感染症対策に要する衛生用品の購入費ですとか、人員がふえてしまいますので追加の人件費の助成、タブレット購入の助成とか、こういうものも含まれておるんですけれども、こういう補助がございまして。

本市としましては、補助金の申請期間が今年度末になっておりますので、現在させていただいておりますのは、申請漏れがないように事業者にはしっかりと専用サイト、医療介護つながりネットとか、紙媒体ですね、しっかりと通知をさせてもらって、しっかりとこれを利用していただくということで周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

まず今年度の決算です。単年度も黒字ですということでした。今回は第7期の中間年度に当たると思うんです。3年間で第7

期の期間ですのですね。第7期全体の見通しというものについても教えていただきたいと思えます。

次に、質問番号2番、基金です。

基金は取り崩したけれども、これは計画的に取り崩している範囲だというようなお話でした。その3年間、1年目は基金を積み上げると、2年目はとんとんで、3年目はそれを取り崩して給付に充てると計画がなされてると思うんですけれども、今までは摂津市の場合は、3年目の末にどかんと黒字が出て、この黒字が基金に積まれるわけなんですけれども、次の期の保険料引き下げに基金を全部使うと、いつもお答えはいただくんですが、その次の期のときに取り崩す基金というのは、この3年目の最後の分じゃなくて、2年目の最後のところを計画の中に入れていくわけですね。

だから、3年目のところが入らなくて、ここがぼこんと浮いてしまうと。前は3億円浮いてきてしまったわけなんですけれども、こういうようなことになってしまうという可能性が今回はどうなのか。今年度末になると思うんですけれど、このことも見据えた来期、つまり第8期の保険料設定というのについて考えておられるのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

3番目の施設整備です。なかなか手を挙げてくれるところがないと難しいということについては、よく理解ができます。施設は必要だけれども、摂津市だけが単独で造っていくものとは違いますので、今おっしゃったように小規模特養なんかは事業所のメリットというのがなかなか難しいので、経営そのものがやっていけるのかということに関わってくると思うんです。

ここは何か工夫をしていただきたいと

思うんですけれども、これも今まで何度も指摘させていただきましたが、計画の中には入ってサービス費がここで見込まれて保険料引き上げにつながるということになってきたわけですが、第8期に向けてそういうところら辺を改善を何か考えておられるんだったら、それについても教えていただきたいと思います。

質問番号4番です。保険料ですけれども、10月に消費税増税で、2019年の4月から増税を見込んで保険料の改定があったというお話なんですけれども、今のお話にありましたように、第1段階、第2段階、第3段階、ここの保険料の改定ということなんですよね。1番の基準額5,790円ですかね。この基準額の方というのは本人、非課税の方で、ここを基本にいろんな段階の金額が決まっていくということなんですけど、この基準額には消費税の影響というのは考えられていない、このままの金額でいってるということやと思うんです。やはり全ての方々に対して増税の影響というのはあるわけです。

基準額が本人非課税だということから考えると、基準額だから裕福なんだということにはならないと思いますので、ぜひともしっかりと保険料のことについては考えていただきたいと思います。国に対してもそういう要望を上げていただきたいと思いますが、第8期に向けての保険料というところで、しっかり考えていただきたいと思いますが、今後の保険料の見通しについて教えていただきたいと思います。

質問番号5番です。

新型コロナウイルス感染症に係る減免、条例減免、独自減免それぞれ教えていただきました。保険料減免できた方は非常に喜ばれています。ただ、人数的に大変少ない

なと思うんです。ぜひともこういう減免がありますよというのを、新型コロナウイルス感染症に係る減免のときは頑張っってしっかり知らせていただいたと思うんですけれども、ぜひ条例減免や独自減免も、まずは周知をするというところで、使っただけの方には使っただけのように、独自減免なんかは条件さえ合えば、こういう条件ですというのをはっきりしてるわけですから、私それ条件合うわという方がいらっしゃるかもしれません。ぜひその辺は周知をしていただきたいなと思います。

それと、これは保険料の減免なので利用料の減免というのはいないわけです。お金がなくてサービスを減らすという人もたくさん出てきています。ぜひ利用料減免というものも考えていただきたいと思います。5番は要望にしておきます。

続きまして、質問番号6番です。総合事業です。

先ほども言いましたけれども、やはり必要な方には必要なサービスをしっかり受けていただく、何回も答弁をいただいております。訪問のA型も件数が少ないですね。これは普通の現行等のサービスでないところのサービスを利用されたいという方なのかと思います。

通所のC型というのは特殊な、そのときにしっかりみっちりやるとやつですから、これは別に削減せえとかそんなことは思っっておりませんので、状態に応じてしっかりサービス利用をしてもらっていただければいいと思います。

ぜひ今後も現行どおりのサービスというのがまずは原則なんだということについて、必要な人には必要なサービス、しっかり受けていただく、現行どおりの原則ということについて確認をしたいので、その

点についてお答えください。

続きまして、質問番号7番です。基本チェックリストです。

要介護認定が幾らであるとか、要支援が幾らであるとか、そういう要介護の認定審査をちゃんと受けていただいて、この人にとって介護サービスがどの程度必要なかというようなことが、まずは先ほど言った必要な人には必要なサービスという前提になると思います。それを簡易な基本チェックリストで済ませてしまうというのは、やはりいかがなものかと思うわけです。

もちろん介護認定で非該当になった方にチェックリストを使ってもらう、これはいいと思うんです。けども、まずは介護認定審査をしっかり受けていただくということを、ぜひ基本に戻していただきたいなと思います。

国のほうも基本チェックリストというのは、あくまで本人や選んでやるものなのだということ、これが原則だと言ってるわけですよ。だから摂津市の場合は、市のほうで更新の方なんかは、この方は基本チェックリストでいけるやろうというたら基本チェックリストの申請用紙しか封筒に入れて送らないという形になってると思うんですけれども、2枚送っていただくというようなね、どっちも選べるようにというのなら、ケアマネージャーと一緒にサポートをして、どうしましょうという話ができるというような、せめてそういうふうにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかお答えください。

続きまして、8番です。総合事業費の上限の話です。

まだ上限までは行ってないよというお話だったと思うんですけれども、国が総合事業費に上限を設けるとするのは、やっぱ

りサービス削減を自治体にやらせるということが、本来の目的やと思うんですね。

ぜひともしっかりとこの原則を守って、サービス提供をしっかりするという立場を守ってもらいながら、国に対してもこういうサービス削減、事業費を削減するようなことはやめよと、上限設けるようなことをやめよということで働きかけてもらいたいと思いますので、この点については要望としておきます。

続きまして、質問番号9番です。保険者機能強化推進交付金、これも先ほど説明いただきましたように、自立支援、卒業というような言い方をよくします。介護保険でサービス卒業ってね、よほどでないとなんかことはなかなかないと思います。

例えば、けがをしてリハビリして治りましたというようなことはあるやろうけれども、日々日々高齢になって機能が衰えていって、せめてそれを維持していくためにみんなが頑張ってはると思うんですけれども、それがどんどん回復して介護サービス使わなくてよくなるよという方は、なかなか少ないと思うのですが、国のほうはそういうことをやれということで、どれだけ卒業させたかということを目標にしているところをモデルケースとして紹介することもやっておりますが、やはりこのことについては、ほんとに必要な方に必要なサービスを提供しなければ、回り回ってそれはもっと介護度を上げてしまうというか、より大変な状態にこの人を追い込んでしまうということにもつながりますので、ぜひその姿勢については、しっかりと考えていただきたいと思います。

それについて使い道もよくないというお話もありました。何にでも使えるお金じゃないということもありましたけれども、

その先ほどの話とも重なりますけれども、自立支援の名の下にサービスを削減するようなことにやっていくようなことにはならないのかということについても確認をしたいと思いますのでお願いいたします。

質問番号10番です。

新型コロナウイルス感染症の対応にいろいろと細やかに気を配っていただいているとやっただいていただいているというのがよく分かりました。この問題もぜひともいろんなところの相談も含めて行っていただきたいし、国への働きかけとかもしていただきたいと思います。

全国では事業所はどんどんと閉所してしまうというような自体もございます。もしもクラスターが発生したりしたら、その施設の人たちがどこで利用できるのかということもございまして、ぜひ対応をしっかりとっていただきたいと思います。10番については要望としておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員、ちょっと確認しておきたいんですけど、将来の見通しとか今年度はどうかというのは、これは決算審査ですので、令和元年度、過去のことに関しては質問ということになると思うんです。

今後の見通しということになったら、本来は決算審査にはふさわしくないと思うんですが、ただ、理事者側として答えますということでしたらお答えをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 質問番号一つ目です。

第7期の中間が終わりまして、今年第7期の最終年度ということで、全体の見通し

でございますけれども、令和元年度につきましては、黒字を確保できたという一定思っておるんですけども、今年度につきましても、恐らく黒字は確保できるだろうと思っております。第7期全体を通じて黒字を確保できるという見込みを現在は思っております。

ただ、やはり先ほども申し上げましたとおり、給付費が今後にもなるんですけども、給付費がなかなか見通しが難しいということがございまして、令和元年度は対前年度比で8%の給付費が伸びているとおっしゃるんですけども、今までも1桁台ですね、8%にはいかないんですけども、それよりも低いパーセンテージで伸びてきていると。これは後期高齢者がどんどん増加してきますので、やむを得ないと思っております。今年度につきましても、コロナ禍でして、利用者がなかなか利用ができないという状況も続いておりますので、今年度につきましても、なかなか8%とかそういう高い数字の伸びにはなっていないであろうとは現在では考えております。

ということでして、第8期につきましても今年度の決算見込み、どれくらいの給付が伸びていくのか、また、もしくは伸びていないのかというものを含めまして、今後の課題であると思っております。

質問番号2番、基金でございます。

基金につきましては、現在約6.3億円ということで、当初予算ベースで5.8億円あるということがございました。基金も最終年度、過去の例でいいますと平成29年度の精算の分が第7期の保険料には使われなかったということも一定ございました。そういうのを踏まえまして、ただ、今年度どうするかということにつきまし

ては、決算見込みを見て、決算見込みが分かりますと、それによって財源ですね、国費が幾らとか府費とか保険料、このような保険料は幾らとか、そういうのが分かってくるので、年末にかけまして幾ら基金が必要なのかということも大体分かってくるということにはなっていないかと思っております。

そういった中で、今後、状況を見極めながら第8期の保険料に幾ら活用できるか検討してまいりたいと思っております、私としましては、基金を取り崩して保険料の上昇を抑えると、基本的にはそのような考え方をしておりますが、ただ一方で、予算額ですね、これは令和2年度で申しますと70億円を超えてきているという状況もございます、介護保険の安定的な財政運営という観点から申しますと、一定の基金を確保していくことも重要だと思っております、例えば給付費が単純に70億円だとしまして、1%は7,000万円でございますので、仮に計画値以上に給付費が1%ふえれば7,000万円必要ですよということになってまいりますので、令和元年度は8%の伸びということになっておりますけれども、1%ふえれば1億円から7,000万円とか、そういう規模であるということになってまいります。

一定の基金の確保が必要だとも考えておりますけれども、保険料の上昇を抑えるという考え方もありまして、こちらにつきましては、今後、介護保険運営の保険料と基金の使い方のバランスが大事だなと思っておりますので、年末にかけまして調整をしていきたいと思っております。

質問番号3番、施設整備でございます。

施設整備につきましては、なかなか現状、先ほど小規模特養が難しいというお話を

させていただきました。委員からご指摘をいただいております、施設ができないということが保険料が高くなって、基金が積み上がってる要因の一つだというご指摘もいただいております。

今回、我々、グループホームが一つできまして、それは大変よかったなと思っておりますけれども、こちらは募集の方法といたしましては、第7期中に募集をして建設までしていただくということになりますと、今年度末に完成と仮にしますと、第7期の保険料に入っていないということになりまして、一つの参考になるのではないかなと思っております、一番きれいなのが、建物が建ったので給付に反映するので保険料にも反映するというのが一つきれいなかなとは思っておりますけれども、そういうことも踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

ただ、一方で看多機と言われております看護小規模多機能型居宅介護というものもあるんですけれども、こちらが今、参入する事業所の声が上がっているということで、これをちょっとどう位置づけるかによって、こちら事業所、興味を持っていたというのはあるんですけれども、実際に例えば場所ですよ、そこがあるのかどうかとか、具体的に話として上がってくるのかとか、そういう点を見極めまして、施設整備につきましては全体として第8期にどう反映させていくかというのは、今後、検討していきたいと思っております。

質問番号4番でございます。保険料の軽減についてでございます。

こちら現在、第1段階の方と第2段階、第3段階の方ということでありまして、こちら来年度につきましては国からまだ来ておりませんので、どうなるかが分から

ないということはあるんですけども、ただ、保険料について言いますと、委員からも指摘にはなっておるんですけども、先ほどの減免につきましても利用促進ということもございますので、保険料とかこの運営につきましても、他市の状況をもう一回確認しながら、例えば独自減免につきましても同じ条件のようなところで利用者が全然違うよというお話もいただいたりもしておりましたので、確認をしていきたいと思っております。

質問番号6番です。総合事業です。

総合事業につきましては、訪問型サービスAと通所型サービスCというのがございまして、現行相当もございまして。今後も現行相当のサービスは継続していくという考えには変わりはありません。

ただ、我々としては、利用者の選択を優先するというので、基本的な考え方としては、我々としては多様なサービスを用意して提供できる体制を取るといことは大事なのかなと思っております。

その中で、高齢者お一人お一人が自分に合ったサービスは何なのかということで、しっかり選択をできる体制を取っていくということが大事なのかなと思っております。

質問番号7番でございます。チェックリストでございます。

チェックリストにつきましては、我々の考え方としては、こちらにも新規申請の方にも選択肢の幅を広げるために、早くサービスを使いたい方には訪問とか通所とかのみの方もおられますので、ご案内をさせていただいているということでございます。

チェックリストはご本人に要介護認定

も受けることができますよということをお伝えをさせていただきまして、ご本人が納得をされているということで、本人の意思によるものということでございますので、そこでは丁寧に、状況が変わればいつでも介護認定を受けることができますよということもお伝えをしております。

我々としましても、ケアマネジャーとか市の職員が利用のニーズを丁寧に聞き取って、本人からしっかりとお話を聞くということで、専門的なサービスが必要な方には専門的なサービスが提供できる体制を取っていくということで思っておりますので、ご本人の選択の一つとして納得してご利用していただくということで、現在させていただいているところでございます。

質問番号9番でございます。保険者機能強化推進交付金でございます。

こちらにつきましても、国に要望もしていくということで今、考えておりますけども、こちらの評価点とかもありますけども、我々としては自立支援とか重度化防止に対する取り組みは積極的に行っていくということは考えておりますけども、その中でも現行相当は維持をしていくということで考えておりますので、そういうことも含めながら、国の考え方も我々としては見ていって、それが摂津市のためになるということであれば、国の指標を参考にしながら介護予防や重度化防止の施策を進めているということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目です。

質問番号1番、第7期全体の見通しとしても黒字になるんじゃないのかなというようにお話でした。新型コロナウイルス感染症の中で大変でしょうけれども、見据え

ながら第8期の計画を立てていっていただきたくと思います。要望といたします。

質問番号2番です。基金です。これも今までよりも前向きなお答えいただいたかなと思います。余ったんだからしょうがないというようなね、そういうことじゃなくて、きちんと保険料引き下げ、安定的な運営というようなこともあるかとは思いますが、払えなくなったりとか、それ払ってるからご飯が食べられないとか、そんなことにならないように、ぜひきちんと考えてお願いしたいと思います。要望としておきます。

3番目、施設の整備費です。なかなか手を挙げてもらうところが難しいということについては、じゃあ、もうやめなさいというつもりではございません。もちろんそういう施設を必要とされる方々がたくさんいらっしゃると思うので、そこはしっかりと、どんなことをしたら建てることのできるのかというようなことも考えながら進めていっていただきたいと思います。絵に描いた餅みたいなのを何年も続けるということについてはどうかということをございますので、ぜひよろしくお願ひします。要望とします。

4番です。第7期の保険料についてお伺いしてきたわけですがけれども、何遍も言ってますけど、非常に保険料が高い、年金から天引きされる、または払えないぐらいの年金しかない方は滞納になっていくことがありますので、第8期はぜひ値上げをしないようにしていただきたいと思います。要望といたします。

6番です。総合事業です。原則、現行どおりということをやっていることを大変評価しています。必要な方には必要な介護をとすることは、そういう思いで

いてくださってるものと思っています。

ただ、多様なサービスもあって選べるようにしたというお話でございました。必要な人がそこへ追い込まれないようにするためには、非常に丁寧な対応というのが必要になってくると思うんです。本人が選びはったんですから、それでというようなやり方をしないでいただきたいと思いますので、これも要望としておきます。

また、要介護1、2も総合事業に移行させようというような国の動きもありますから、それについては反対をぜひしていただきたいと思います。これも要望です。

それから、7番です。基本チェックリスト、ここについては選択肢があるよということでございますけれども、介護認定だったら不服審査請求ができます。でも基本チェックリストは、自分はそれに対して不服だと思っても不服審査請求はできないわけですね。

じゃあ、介護認定審査を受けたらいいじゃないかという話にチェックリストを受けてからなるわけですがけれども、そういうことも分からない、特に新規の方なんかは分からないと思うんですよね。そういうことがないようにしていただきたいし、例えば要支援2とかの方で、税の障害者控除を受けれる方もいらっしゃると思うんですよ。

でも、チェックリストでやっちゃうと、そういう控除も受けられないんですね。様々リスクがあるということについてもきちんと説明として、これをするとこうなるですよというようなことも本当に選択をしてもらうというのが、すごく難しい作業です。こういうことをぜひきちっとやっていただきたいと思います。私は基本チェックリストじゃなく、原則、要介護認定審

査に戻していただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。これも要望にします。

9番、保険者機能強化推進交付金です。国の大きな流れ、費用を削減したりとか、交付金をつけたらからどんどんと卒業させなさいとか、そういう流れに乗らないでほしいということが趣旨でございますので、ぜひほんとに市民の皆さんのためになるように頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1点質問をさせていただきます。

認知症総合支援事業の件です。決算概要の252ページに認知症総合支援事業について掲載をされておりますけれども、これについてお伺いをしたいと思います。

これは平成30年度から実施をされている事業だと認識をしておりますけれども、令和元年度に取り組みましたことについて教えてください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 認知症総合支援事業でございます。

この事業は、令和元年度につきましては認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動が主なものとなっております。

具体的には認知症初期集中支援チームの活動といたしましては、相談対応は24件、チーム支援を13件、訪問を延べ70回行っております。認知症支援チームに介

入の前では認知症の診断を受けておられた方がお一人で、介護サービスを利用されていた方もお一人ございました。この介入の結果、認知症の診断を受けることができた方が11名、介護保険サービスの利用につながった方も8名おられまして、必要な医療と介護のサービスにチーム員が関係することにつながることができたと考えております。

もう一つの認知症地域支援推進員の活動といたしましては、認知症支援プロジェクトチーム会議を5回開催をいたしております。会議では、新しい取り組みといたしまして、認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練の実施に向けた手引書の案を作成をいたしました。

また、地域における講座として、認知用市民公開講座を開催しております。講座では国立循環器病研究センターのドクターによる講演や医療関係者によるパネルディスカッションほか、市職員から認知症が心配される場合に備えて相談先や平成30年度に全戸配布をさせていただきましたけれども、認知症ケアパスの周知もさせていただきました。

そのほか認知症について理解を推進するためのイベントといたしまして、認知症の方や家族、支援者、一般の方がたすきをつないでゴールを目指すイベントRUN伴（ラントモ）も開催いたしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 令和元年度の活動実績については理解をいたしました。

認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練の実施に向けまして、実施手引書の案を作成したということなんですけれども、今後の展開を分かる範囲で教えてください。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 認知症ひとり歩き声かけ模擬訓練につきましては、現在、徘徊をされている方々が、地域の方がこれを早く気づいて適切な声かけを行うための模擬訓練ということでございますけども、これを現在はプロジェクトチームのメンバーでしておるんですけども、これを今後は地域に広げていきたいという考え方は思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員 今月号の広報せつつの表紙部分、トピックスの欄にも訓練の様子が載っております、具体化されてきたんだなということを感じました。すばらしい取り組みであると思いますので、これを一つのスタート時点にして今後も頑張りたいと思います。

摂津市内には認知症サポーターが3,000人以上いらっしゃるわけなんですけども、今後、認知症サポーターをはじめとする地域の方々と共同でこの訓練が広く展開されるように要望していきたいと思っております。

一般質問でも触れさせていただいたんですけども、見守り活動というのが、今後ますます必要とされるようになってくるのではないかと思います。

現実には、渡辺委員長と私の会話の二、三割は、お母ちゃんどうしてるということで、共に認知症の親を抱えて、感謝の気持ちと同時に、どうしていったらいいんだというジレンマの中で日々生きておるわけなんですけども、3,000人の認知症サポーターがいらっしゃるわけなんですけども、いろんな事情で研修を受けられた方がおられると思います。

大半が自身のことであったり家族のこ

とで選ばれたと思うんですけども、これの方が今後サポーターとして地域でどういうふうに活動していただくかというのは、非常に必要なことでもありますし、どうやって進めていったらいいんやということでも頭を悩ますところではないかなと思います。

そういう意味では、現状の社会資源というか、例えば、現在ライフサポーターが5名いらっしゃいます。今までの認知症サポーターの人が、いきなりライフサポーターになれるかというたらなかなか難しいと思うんですけども、そのためのお手伝いをしたいという方だったらいらっしゃるのではないかなと思います。

そのライフサポーターについて、あるいは私も地域の福祉委員会の一員ですけども、民生委員の成り手も今後非常に厳しい状態になっておりますので、認知症カフェや介護施設へのトライアル事業、ちょっと新型コロナウイルス感染症でペンディングになってると思うんですけども、そういった方々に幅広く声をかけていただいて、いち早く形にさせていただきたいことを要望して終わります。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、1点聞かせていただきたいと思っております。

決算概要252ページの家族介護支援事業についてですけれども、この事業の中には紙おむつ券の給付が入っていると思います。紙おむつ券の給付状況についてお聞きをしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 家族介護支援事業についてでございます。

令和元年度の支給状況といたしましては、年間支給額が1万2,000円の対象

者として、こちらは要介護認定をお持ちでない方を含む要介護2以下の方で、非課税世帯の方、こちらが270名で994枚を利用しまして、決算額としては298万2,000円を給付しております。

年間支給額3万6,000円の対象者としては、要介護3以上で所得割額が16万2,900円以下の方、こちらが215名おられまして、1,772枚を利用して531万6,000円を給付しております。

さらに年間支給額は7万5,000円の対象者といたしまして、要介護3以上で所得割額が16万2,900円以下の方で、かつ家族介護者全員が非課税の方107名おられまして、1,917枚を利用して575万1,000円を給付しております。

また、入院されている方への助成といたしまして、184枚利用がありまして、55万2,000円を給付いたしております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 給付状況をお答えいただきました。

この事業は、介護保険制度で運営されていると思いますけれども、令和元年度決算で財源構成についてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 令和元年度の財源構成につきましては、家族介護用品給付事業に係る事業費のうち、国及び大阪府からの交付金、こちらが地域支援事業交付金の任意事業分ということになりまして、国と大阪府合わせまして57.75%、第1号保険料が23%、一般会計からの繰り入れ分が19.25%となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 地域支援事業交付金に関することですが、この交付金が将来的に続けるかどうかというところで、平成27年の国の通知から対象外になるというようなお話があったように聞いたんですけれども、その点についてお聞きをしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 真鍋課長。

○真鍋高齢介護課長 委員のご指摘のとおり、地域支援事業交付金におけるおむつ券などは、介護用品の支給に関しては平成27年の国の通知におきまして、原則として地域支援事業交付金の任意事業分の対象外とされておられまして、現時点では多くの市町村が実施しているという状況でございますので、例外的な激変緩和措置が国において取られている状況でございます。

また、平成29年には、この事業が激変緩和措置であることを踏まえ、今後の事業の在り方につきましては計画的・段階的に市町村事業へ移行するなど、事業の継続要否を検討するようにと国からございます。

そういったことから、今後この事業の財源構成につきましては、国や府の交付金から市の負担に変わっていくのではないかと考えておられまして、現在、情報収集に努めて、本市への影響があれば分析を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

これからは家族介護用品給付事業の財源構成が国、府からの交付金が市費負担へとシフトされていくという話だったと思います。

平成30年度の決算と比較をいたしまして、この令和元年度は約90万円ほどふえておりますその点と、そして、高齢者人

口がふえていくという点、その両方から見て交付金の対象が完全に外れるとなれば市費への負担が大幅に膨れるということが想像できるかなと思うんですね。

平成30年度の決算審査に係る委員会の折にも申し上げたことがあるんですけども、おむつの給付制度というのは介護度が高い方にとって、また、寝たきりの方には大変需要もあり、使用枚数や取り替え頻度がふえればふえるほど家族の負担も含めて、ほんとにこの制度というのはありがたいものだと思います。

摂津市は、介護度の低い要支援の方にも給付をしていただいておりますけれども、排せつ機能を鍛えるということ、できるだけ自分自身で自然にトイレに行ける状態を保つということも一方では大事だと思っております。

排せつは命を維持するためには、なくてはならない生理的な現象の一つであります。排せつ行為を自分で行うことは自立の条件であり、さらに生きる意欲や生活行動にも影響を及ぼしていくと考えております。ふだん当たり前のように排せつという行為を行っていますが、それには幾つもの段階があり、その中で一つでもできないことがあると正常な排せつができなくなると言われます。

何が排せつ行動を妨げているのかアセスメントをし、過剰な支援にならないようにサポートするといったことも介護者の従事されている方は、そういったことを考えて、その介護を受ける方の本人の自尊心を保ち、その人らしい生活を支えることに努力をされていると聞いております。

私は、なるべく紙おむつを使わない生活を維持できるように導いていただきたいと考えます。介護度に合わせた給付事業に

ついては、今後もそういった負担を考えながら他市の状況を研究して、よりよい事業としていただくことを要望し、質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午後2時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 渡辺 慎吾

民生常任委員 増永 和起